教育委員会定例会議事日程

令和７年９月５日（金）午前10時00分

１　会議録の承認

２　一般報告

令和７年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について

令和６年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」について

３　審議案件

教委第21号議案　横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

教委第22号議案　第５期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について

４　その他

令和７年９月５日

教育委員会定例会　一般報告

１　市会関係

〇8/26　こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

２　市教委関係

（１）主な会議等

〇8/27～8/29　令和７年度「横浜子ども会議」区交流会

（２）報告事項

〇令和７年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について

〇令和６年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

〇教職員の不祥事と「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」について

３　その他

YOKOHAMA EDUCATION INNOVATION
ACADEMIA
横浜教育イノベーション・アカデミア

教育委員会一般報告資料
令和７年９月５日
学校経営支援課

令和７年度 横浜市教育課程研究委員会研究協議会の開催について

横浜市教育委員会では、毎年、市立学校の教育課程の編成・実施・評価・改善を促進し、学習指導の充実を図るため、「教育課程研究委員会　総則部会」及び「専門部会」を組織して研究を進め、８月に研究協議会を開催しています。

令和７年度は本協議会を、今年度発足した横浜教育イノベーション・アカデミアの一環として位置付け、特に「総則部会研究協議会」においては教職員のみではなく大学生や企業の参加も可能とし、これからの横浜の教育について議論しました。

８月 19 日（火）に開催された「総則部会　研究協議会」では、全ての横浜市立学校で子どもを中心とした学びを実現するためには、児童生徒の声を聞くことが必要との思いから、横浜市教育課程研究委員会の歴史の中で初めて協議会に小中高等学校、特別支援学校の児童生徒を招待し、学びの主役としての学校教育に対する思いを聞きました。

１　令和７年度　教育課程研究委員会　研究テーマ

「全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて」

２　総則部会研究協議会　開催概要

（１）日時　　令和７年８月 19 日（火）10 時 00 分～16 時 45 分
（２）会場　　関内ホール　※当日は、来場のほか、オンライン（Zoom）による参加もありました。
（３）研究テーマ　「全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて～探究的な学びの充実～」

（参考）その他の協議会日程
・一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会【令和７年８月 20 日（水）】
・各教科専門部会【令和７年８月 21 日（木）～令和７月８月 22（金）】

３　令和７年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会の特徴

○ 子どもと、教員を目指す大学生によるこども実行委員会の開催

横浜市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の代表が、子ども実行委員としてステージ上で自身の学びに関する意見を発表しました。子ども実行委員会の進行は横浜市で教員を目指す２名の大学生が務めました。

○ 横浜教育イノベーション・アカデミアの一環として会場内での協議を充実

横浜市教育課程研究委員会を、横浜教育イノベーション・アカデミアの教育共創研究センターに位置付けました。そこで、協議の時間を十分に確保し、会場の観覧席にて教職員と子ども実行委員や一般参加の大学生、企業が一緒に議論しました。

○ 高校生と中央教育審議会委員、起業家によるパネルディスカッション

中央教育審議会教育課程企画特別部会委員を招いて、次期学習指導要領改訂に向けた国の動向を確認しました。その際には、高校生や起業家の意見を聞きながら、横浜市の今後の教育について考えました。

4　令和７年度　教育課程研究委員会研究協議会　参加者数一覧

	開催日	会場	参加者数		
			集合	オンライン	合計
総則部会	8/19	関内ホール	612	574	1,186
一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会	8/20	関内ホール	513	573	1,086
専門部会	8/21、22	各会場	5,673	3,504	9,177
合　　計			6,798	4,651	11,449

5　令和７年度　教育課程研究委員会研究協議会の発信

総則部会からの発信（8月19日）

◆全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて～探究的な学びの充実～【事務局提案】

教育委員会事務局指導主事　ほか

◆子ども実行委員による協議

小学生（森の台小学校）、中学生（上菅田中学校）
高校生（みなと総合高等学校、二つ橋高等特別支援学校）
大学生　　合計 11 名

◆教育課程に子どもの声をどのように反映させるか【会場協議】

◆高校生と中央教育審議会委員、起業家と語る「質の高い探究的な学びの実現に向けて」

子ども実行委員：みなと総合高等学校生徒
桐蔭学園 理事長・桐蔭横浜大学　教授　溝上　慎一氏
横浜国立大学　教授　山本　朝彦氏
コーディネーター：Lumuha 株式会社　代表取締役　佐藤　唯　氏

参会者の感想

・様々な校種の子どもたちの意見が聞けてよかったです。体験があること、対話があること、子どもたちが主体的に学べる環境であることが、子どもたちの探究活動のキーワードになっていると思いました。
・本校の児童の実態に照らし合わせて「すべての子どもが」「探究的な学び」をすることができるには、これまでの主体的に学ぶ姿勢や個別最適な学びを進めていくことに加えて、学ぶ意欲やモチベーションの土台となる「自分事」になっているかどうかを問いかけながら授業することが大切であると感じました。
・探究的な学びを実現するためには、わたしたち教師自身がそもそも探究的である必要があり、探究的な学びを実際に経験・具現化し、その価値に納得しないと、始まっていかないと感じました。

一般学級における「誰一人取り残さない」教育の実現部会からの発信（8月20日）

第１部　全ての多様な子どもを包摂するカリキュラム・マネジメントの実現を目指して【事務局提案】

教育委員会事務局指導主事

第２部　全ての子どもが自らの可能性を見いだすことのできる学びの実現に向けて

明治学院大学　教授　海津 亜希子 氏
横浜国立大学 D&I 教育研究実践センター　髙野 陽介　氏

参会者の感想

・「つまずかせないための支援」「必要な部分のみ支援」「丁寧なアセスメント」「教師の思い込みではなく子どもの声を聴く」など、多くのキーワードが心に残りました。
・アセスメントや日々の子どもの声やサインを見逃さないことを大切にしていくこと、子どもの今できていること、強みを大切にしていくことを再度意識していきたい。
・教師は子どもたちの最大の環境だということを意識し、子どもが自ら自己選択・自己決定できるように、自校でも環境を調整することを皆で考えて取り組んでいきます。

教育委員会一般報告資料
令和７年９月５日
不登校支援・いじめ対策課

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

横浜市記者発表資料

令和７年８月２９日
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課

令和６年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

横浜市では、令和６年３月に公表したいじめ重大事態の調査結果を踏まえ、現に発生している事案の速やかな調査移行を徹底してきました。

令和６年度中に調査が終了した事案について、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に則り、調査結果等を集約して公表します。

１　今回の公表事案　８件

※ このほか２件について、令和７年２月に報告書を個別に公表済みであり、６年度に計10件の調査が終了しました。

（内訳）　※詳細は、別紙１（Ｐ４）参照

・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案（第１号）・・・・・２件
・相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いのある事案（第２号）・・・・３件
・両方に該当する事案（第１号・第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３件

> いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（抜粋）
> （学校の設置者又はその設置する学校による対処）
> 第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
> 一　いじめにより当該学校に在籍する**児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた**疑いがあると認めるとき。
> 二　いじめにより当該学校に在籍する**児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき。

２　重大事態調査の実施状況の振り返り

令和６年度は、早期発見・早期対応や、重大事態調査への速やかな移行、家庭、地域社会との連携強化などを課題として、８月にいじめや不登校に関する総合的な再発防止策を策定し、未然防止の段階から要調査の段階までの様々な取組を実施することで、全ての児童生徒が安心して学べる環境づくりを進めてきました。

その結果、いじめ重大事態の新規件数は、59件と大きく増加したものの、８件が学校主体調査（学校の調査組織に弁護士等の外部専門家を加えた調査）として、第三者の視点を交えて年度内に調査が完了しました。

この度、集約版として公表するにあたり、年度内に調査が完了した事案についての調査報告書を取りまとめた結果、以下の３点が共通の課題として見えてきました。

（1）いじめの認知と重大事態への移行のタイミング

いじめの早期対応には、教職員一人ひとりがいじめの定義を理解し、現場で直面した多様な事案の中で認知すべき事案を適切に峻別できるようになることに加え、学校いじめ防止対策委員会等における組織的な情報共有を速やかに実施することが重要です。

これについて、今回の調査終了事案のうち６件では、児童生徒・保護者からいじめの訴えを受けた後、学校が速やかにいじめとして認知し、組織的な対応につなげ、重大事態調査にも速やかに移行しています。

他方で、前年度にいじめを受けた生徒から訴えがあったものの、速やかないじめの認知ができなかった事案があったことも明らかになりました。この事案で、学校は、学年単位等で生徒の登校再開に向けた働きかけを行っていたものの、学校いじめ防止対策委員会等を活用した組織的な情報共有、対処ができておらず、重大事態への移行も検討できていませんでした。令和６年度から取り組んでいる、早期察知、早期支援の取組をさらに徹底し、実効的なものとしていく必要があります。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙２　Ｐ５）

・いじめを認知すべき事案を適切に峻別し、組織的に対応することはもちろん大切であるが、いじめの認知の有無にかかわらず、組織的・継続的な支援が必要な事案があるという認識を持ち続けることが重要である。

・学校に通えなくなっている児童生徒の支援やいじめ等への対処に当たって、不登校の日数や期間経過を強く意識する必要があり、新たに導入された「いじめ対応情報管理システム」の活用等により、迅速かつ実効的な支援が求められる。

（2）早期の組織的対応の徹底と事実等の確認

いじめ事案については、まずは情報の共有を受けた学校が、児童生徒・保護者に寄り添いながら、早期に事実やその背景にある関係性等を明らかにし、組織的に対処方針を検討することが必要です。また、重大事態調査においても、それらを可能な限り明らかにすることが求められています。

横浜市では、早期に学校での組織的対応を開始するため、いじめの存在が疑われる段階で学校いじめ防止対策委員会を開き、積極的にいじめの認知を行うこととしています。しかしながら、訴え直後の児童生徒に対する聴き取りであっても、児童生徒間の言い分に食い違いが生じ直ちに事実の認定をすることができない事案は少なくありません。また、重大事態調査の段階においても、必ずしもいじめを受けた児童生徒・保護者が追加の聴き取り等を望まない場合などが存在し、今回の調査終了事案で、いじめの事実関係を確認できたものは３件となっています。

このような実情を踏まえつつ、学校が積極的ないじめの認知を通じた早期の組織的対応と正確な事実関係の確認のための努力を継続しながら、児童生徒・保護者と事実や状況を共有し、未来の担い手である児童生徒の成長に向けて、ともに考え、支援していけるよう、一層取り組んでいくことが重要です。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙２　Ｐ５、６）

・事案の性質等から、事実確認が十分になし得ない場合であっても、悩み、傷ついている児童生徒に対する何らかの支援措置は必要であり、いじめの有無にかかわらず組織的対応が重要である。

・いじめの「認知」は文部科学省の基本方針においても曖昧さがあるのが実情であり、その概念や事実確認の実施方法等について、改めて整理したうえで学校に周知してゆくことが必要である。

（３）調査の実施と不登校支援

不登校重大事態（法第28条第１項第２号）について、文部科学省のガイドラインでは、学習支援や学校生活における悩みの解消等の一人ひとりの状況に応じた学びの継続に向けた支援策の検討を行い、不登校状態の解消を目指すことが調査の目的の一つとされています。

これについて、今回、調査終了した不登校重大事態（６件）のうち４件では、別室登校や特別支援教室・ハートフルの利用等により、不登校状態の解消の方向で進んでいる、又はその兆しがあることがうかがえます。一方、安心できる環境のもとで生活するため、いじめを受けた児童生徒が転校している事案も２件あり、重大事態調査を通じて、転校に至る前の学校の対応を改めて振り返り、いじめを受けた児童生徒・保護者の安心感をいち早く育めるよう、複数の教職員による見守り体制の構築や、柔軟なクラス替えなどの事案に応じた対策を実践していきます。

○横浜市いじめ問題専門委員会からいただいたご意見（別紙２　Ｐ６）

・不登校重大事態について、原則として学校主体で第三者の視点も交えながら調査を実施することで、「調査」と「支援」との連携が図られていることは評価できる。

・引き続き、不登校で苦しんでいる児童生徒に対して、適時に必要な支援を提供できるよう、「調査」と「支援」を並行して進めながら、重大事態に「対処」されていくことを期待する。

３　令和７年度の取組

このような課題を踏まえ、令和７年度は、不登校支援・いじめ対策部を新設し、学校による早期対応を支援・指導するチーム体制を強化しました。また、学校とのより緊密で速やかな情報共有を目的とした「いじめ対応情報管理システム」の運用を開始し、重大事態に至る前から、学校と教育委員会が情報を共有し、学校が登校再開のきっかけとなるような働きかけを行うよう促すことで、重篤化・長期化を防ぐ取組を進めています。

また、令和６年度までの取組を踏まえ、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。この方針に基づき、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域の皆さまと共有し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、取り組んでいきます。

（別紙１）令和６年度に調査終了したいじめ重大事態

学校種	学年（※1）	いじめ（疑いを含む。）の態様	該当条文	調査開始日	調査終了日（※2）	主な再発防止策の概要
当該児童生徒・保護者の意向を踏まえ、非公表						・学年会議以外の会議の充実による未然防止の強化 ・ヒアリングシートの活用等による児童生徒の様子に関する情報共有の充実
小学校	1	叩かれたりする	1号 2号	令和６年 11月21日	令和７年 ３月27日	・児童生徒に寄り添った対応に向けた、学校と家庭の連携強化や組織的に情報共有する意識の醸成 ・児童生徒のアセスメントや適切な初期対応等に関する校内研修の実施
中学校	2	嫌なことを言われる	1号 2号	令和６年 12月18日	令和７年 ３月16日	・積極的ないじめ認知と組織的な対応に向けた校内会議における情報共有の充実 ・心理や福祉の専門家のアドバイス及び家庭の協力を得ながら実施する児童生徒に寄り添った対応
中学校	1	携帯電話等で嫌なことをされる	1号	令和６年 12月18日	令和７年 ３月19日	・児童生徒のネットリテラシー育成のための教科「技術」「道徳」等の計画、実行 ・教職員の危機管理意識の醸成と連絡体制の強化
小学校	3	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	1号 2号	令和７年 １月10日	令和７年 ３月７日	・学校いじめ防止対策委員会の充実と専門職及び関係機関との連携強化 ・チーム学年経営、教科担任制等の充実 ・不登校児童生徒に対する校内支援体制の強化
小学校	4	嫌なことをされる	2号	令和７年 １月10日	令和７年 ３月７日	・学校いじめ防止対策委員会の充実と専門職及び関係機関との連携強化 ・チーム学年経営、教科担任制等の充実 ・不登校児童生徒に対する校内支援体制の強化
中学校	1	仲間はずれ	1号	令和７年 １月24日	令和７年 ３月23日	・いじめ認知の重要性や児童生徒理解の推進に向けた教職員研修の充実や関係機関との連携強化 ・Ｙ－Ｐアセスメントの活用等による児童生徒に寄り添った授業づくりや学年行事の検討、実施
中学校	1	嫌なことをされる	2号	令和７年 ２月３日	令和７年 ３月12日	・迅速かつ丁寧な事実確認の実施

次の２件については、令和７年２月に報告書を個別に公表済み

小学校	1	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	1号 2号	令和３年 ４月15日	令和７年 ２月14日	・学校におけるいじめの初動対応の改善 ・家庭・関係機関と連携したいじめの未然防止、関係団体向けのいじめ対応の啓発 ・自校において通級指導が受けられる校内通級モデルの実施
中学校	2	嫌なことをされる	1号 2号	令和３年 ４月15日	令和７年 ２月14日	・特別な支援・配慮が必要な児童生徒に対する理解促進と組織対応の徹底 ・不登校の居場所づくりと、ＤＸを活用した学びの保障

※１　事案発生時（事案が複数ある場合は、最初の事案発生時）の学年
※２　今回の公表事案については調査に関与した第三者の専門家による所見の記載・確認日

（別紙２）横浜市いじめ問題専門委員会からの意見（令和７年８月27日答申）

令和７年８月21日付で諮問のありました、令和６年度いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）に基づく重大事態調査の実施状況について、次のとおり意見を具申します。

（１）いじめの認知の有無にとらわれない支援及び不登校重大事態にある児童生徒への迅速かつ実効的な支援の必要性について

法２条１項の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛という主観を基礎として「いじめ」を捉えようとするものです。これは、児童生徒が、悩み・傷つき等を抱えている場合には、まずは、その児童生徒の悩み・傷つき等を受け止めることが重要であるというメッセージであると理解すべきです。そのうえで、法は、その悩み・傷つき等の要因となっている事実関係を速やかに確認することを求めています（法23条２項）。

この事実関係の確認の結果、他の児童生徒によるいじめの存在が明らかになった場合には速やかにいじめを認知し、いじめを行った児童生徒に対して、法23条３項以下の指導、措置等を行うことが求められます。仮に、事実関係の確認がとれず、直ちにいじめとしての認知をできない場合であっても（その原因として、いじめの存在を裏付ける証拠等が不十分である、背景事実が複雑であるために全容を把握するために時間を要する等、様々な事情が考えられます。）、いじめを受けたと訴えている児童生徒の悩み・傷つき等が消失しているわけではありませんので、この児童生徒への教職員の支援は継続されなければなりません。このように、いじめを認知すべき事案を適切に峻別し、組織的に対応することはもちろん大切なことですが、いじめの認知をしない事案又はその時点においていじめの認知ができない事案においても、組織的・継続的な支援が必要な事案が少なからず存在する、という認識を持ち続けることが重要です。

児童生徒が、いじめが原因で登校することができない疑いがある事案においては、教育を受ける権利が日々侵害されている状況であるとの認識を持ち、学校・教育委員会は、学校に通えなくなっている児童生徒の支援やいじめ等への対処に当たって、欠席日数や経過期間等を強く意識しながら臨むことが必要です。その観点から、新たに導入された「いじめ対応情報管理システム」の活用が求められます。

なお、不登校重大事態においては、現に登校することができない状態にある児童生徒を可及的速やかに支援する必要があるため、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいても学校主体で調査を行うことを原則としています。調査に際しては、法23条２項の規定により行っている事実確認の結果を積極的に活用し、第三者的視点も入れつつ、対象児童生徒に対する迅速かつ実効的な支援を模索し、実施していただきたいと思います。

（２）横浜市教育委員会におけるいじめの「認知」概念の整理の必要性と各学校現場におけるいじめの事実確認のスキルの向上等について

学校で速やかにいじめの認知がなされていたものの、重大事態調査の結果、いじめの事実関係を確認できたものはその一部にとどまっているとのことです。これは、学校において、早期の組織的対応につなげるために、事実確認を行う前の、いじめの訴えがあった段階でいじめを認知していたことに起因するようです。他方において、横浜市教育委員会管下の学校においても、いじめの事実確認を行ったうえで、事実が確認されたものを組織的に認知するという扱いにしている学校もあると聞いています。

このような運用のばらつきがある点については、そもそも、いじめの「認知」が何を意味するのか、分かりにくいという問題点があります。文部科学省のいじめ防止等のための基本的な方針には、「ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である」（ｐ７、ｐ29、別添２のｐ４）、との記載があり、読み方によっては、いじめの疑いがあれば、いじめとして認知すべきようにも読めます。また、文部科学省が公表している「いじめの認知について」では、いじめの認知を正確に行うことは極めて重要である旨が指摘され、法２条１項の「いじめ」の定義が記載されていますが、他方で、「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であるとされており、そもそも何を認知

すべきなのか、ということが曖昧になっているように思われます。

このように、「認知」の意味内容が分かりにくい状況の下では、学校現場としても対応が区々になりますし、「認知件数」が統計的に意味をなさないものになりますので、今後、横浜市教育委員会として改めて概念の整理をした上で、各学校に対して方針を示していくべきです。

他方、前記（1）で述べたように、いじめの事実確認は法23条2項により要請されているところであり、いじめを受けた疑いのある児童生徒からの聴き取りのほか、いじめを行った疑いのある児童生徒からの聴き取りや周辺児童生徒からの聴き取り、客観的資料等の確認等を行って、事実関係を的確に把握することが求められます。その事実確認にあたっては、児童生徒が学校生活において相互に影響を与え合いながら、その関係性の中で成長するものであるということを踏まえておく必要があります。いじめ行為の事実確認においては、そのような関係性の中で、行為の意味づけや関連する相互の情動の流れを捉える必要があり、また、学級やグループなどの集団構造の中で行為の意味を理解する必要があるのです。このような背景事実を含めた事実関係の確認作業は、組織的かつ多角的視点から行うことが必要であり、今後、研修等を通じて、そのような事実関係の確認の実施方法について周知し、学校組織の実践力の強化を図ってゆくことが必要であると考えます。

なお、事実確認の方法を適切に講じたとしても、事案の性質等から、事実確認が十分になし得ないということも起こり得ます。その場合において、「いじめが明らかにならないから、その児童生徒への支援が必要でないということにはならない」、ということは既に申し上げたとおりです。いじめの有無にかかわらず、悩み、傷ついている児童生徒がいる場合には、その児童生徒に対する何らかの支援措置は必要であり、いじめが認められなくても、組織的対応が必要であると考えられる事案も多々あります。「いじめであるか否かによって、支援のあり方が異なるだけであり、支援の必要性自体がなくなるわけではない」ということは改めて強調しておきたいと思います。

（3）重大事態調査と不登校児童生徒に対する支援との連携

令和6年8月のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等も踏まえて、横浜市教育委員会では、令和6年度に新たに認定した不登校重大事態のうち、多くのケースで、調査組織について、第三者委員会ではなく、学校または教育委員会事務局を主体として調査を行い、そこに調査の客観性と公正さを確保するために第三者である専門家を関与させる形態で実施しているとの報告を受けています。

令和5年度以前は、不登校重大事態においても、第三者委員会調査として実施するものが相当数ありましたが、第三者委員会調査ですと、調査終了までに長期間の時間を要することが避けられず、学校に通えずに苦しんでいる児童生徒に対して、適時に必要な支援を提供することができない、という課題がありました。これを、原則として学校主体で調査を実施することによって、「調査」と「支援」との連携が図られ、現に早期の登校再開につながっている事案もあることからすれば、重大事態調査が、重大事態に「対処」するためのものである、という法28条1項の趣旨をより良く実現できているように思われます。

（4）横浜市教育委員会の今後の取組への期待

ア いじめ重大事態には、小中高生が自死等で命を失うという痛ましい事案もあれば、いじめを理由とする不登校が始まってから1、2か月という事案もあり、重大事態調査の主たる目的は、事案によって異なります。

自死事案であれば、どうして我が子が亡くなってしまったのかというご遺族の思いに応え、同種事案の再発を防止するためにはどうしたらよいのか、ということを考察することが主たる目的になります。他方で、不登校の事案でいじめを受けた児童生徒が、学校に行きたいけれどいじめが原因で行くことができないという事案であれば、どうすればその状態を解消することができるのかを考えることが目的となります。それぞれの「重大事態への対処」のための調査も、何のために行うのか、その目的のためにどのような調査を行うのか、その調査を対象児童に対する支援とどのように連携させるのかを考えなければなりません。

重大事態の内容によって、主たる目的、調査組織のあり方、調査期間、支援対象等がそれぞれ異なり、学校設置者たる教育委員会には、個々の事案に即した丁寧な対応が求められます。とりわけ校内では、児童生徒は担任の教員のみならず、生徒指導（児童支援）専任教諭や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な専門性を持った人たちと関わっており、それぞれの関わりの中で児童生徒が見せる「顔」もさまざまです。調査に当たっては、様々な職種の専門家の意見を広く聴取してゆくことが、児童生徒の多様な側面を明らかにするとともに、チーム学校に向けたその後の連携を豊かにしてゆくと思われますので、このような視点を踏まえた調査のあり方を工夫していただきたいと思います。

横浜市教育委員会においては、既に人的・物的に体制を強化し取り組まれているとのことですが、調査や支援の一層の充実、強化を図る中で職員等の業務過多も懸念されるところであり、横浜市には、引き続き、実情に応じた体制整備に躊躇することのないよう取組を求めます。

イ 本専門委員会は、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」を令和７年２月に改訂しました。これを受けて、教育委員会は、公表ガイドラインを尊重し、令和７年度から公表のあり方を変えています。これまでは、個々の報告書の公表版を作成して公表してきましたが、今後は、①公表版（マスキング版）、②編集版という形での公表のほか、③集約版といった形で公表することが予定されています。

今回は、公表ガイドライン改定後にはじめて③の集約版の形式を取ったものです。調査主体や調査期間、主な再発防止策などを比較して確認できるという利点はあるように思われますが、集約版における報告は新たな試みであり、公表の意義を満たすような内容となるよう、今後も継続的に本専門委員会としても必要に応じて意見を述べてゆきます。また、一般市民、教育関係者その他の方から何らかの意見が寄せられるかもしれません。さらに、重大事態調査の結果を活かすという観点からすれば、学校現場における再発防止策の実践が重要であるところ、どのような方法、段取りによって実践を進めてゆくのかについては、この集約版からは明らかではありませんので、横浜市教育委員会は、引き続き、各学校現場において再発防止策が具体化され、実践されるよう指導、助言していただくとともに、その内容や成果を本専門委員会に共有していただきたいと思います。

重大事態の適切な公表によって市民社会全体で情報の共有が進み、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たして、今後ますます市民社会協働のいじめ防止活動が具体化され、活性化していくことを期待するものです。

以上

【参考】

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（抜粋）

（いじめに対する措置）

第 23 条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

（別紙３）いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン（答申）（令和７年２月改訂版）概要

１　公表の意義

(1) 社会に対して事実関係を正確に伝え、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となること。

(2) 市民目線に立って、学校及び学校の設置者のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を図ること。

(3) 調査結果の信頼性を保つこと。

２　公表の方法について

(1) 公表版による公表
情報公開条例を踏まえ、調査報告書の個人情報等に黒塗りを施したもの。

(2) 編集版による公表
調査報告書の内容をもとにして、調査に関与した専門家が、読みやすく理解しやすいように作成した黒塗りの無いもの。

上記(1)(2)の方法によらない場合は、実施された重大事態調査によって明らかとなった共通の課題を整理した上で、個別の調査報告書を取りまとめ、集約版として公表する。

３　公表の方法等の判断及び手順等について

(1) 公表の方法等の判断
事案の個別事情を考慮した上で、最終的には教育委員会が判断する。判断するにあたっては、調査に関与した専門家に、公表前に意見を求める。判断が困難な事案は、同専門家の意見を踏まえつつ、横浜市いじめ問題専門委員会が教育委員会に対し意見具申を行う。

(2) 公表の手順
公表版又は編集版による公表の場合は、公表前に、当該児童生徒及び保護者に報告書を提示、公表への意向確認、関係児童生徒及び保護者への説明を行う。

(3) 公表する時期

ア　公表版・編集版
当該児童生徒側の意向確認及び関係児童生徒側への事前説明後、速やかに公表する。

イ　集約版
調査が終了した年度の翌年度上半期に公表する。

(4) 公表する期間
横浜市のウェブサイト上で、６か月程度とする。

お問合せ先
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課担当課長　　幸柳　康弘　　Tel 045-671-3712

（参考）

いじめ重大事態調査の実施状況（令和7年8月末時点）

調査主体	調査中	調査終了
学校主体	52	32
教育委員会事務局主体	9	1
専門委員会主体	12	15
合計	73	48

教育委員会一般報告資料
令和７年９月５日
法務ガバナンス室

教職員の不祥事と
「学校を安全・安心な環境にするための総合対策」について

1　教員不祥事の概要について

(1) 小学校教諭の逮捕について

本市小学校教諭(30代)は、神奈川県内の施設において、女児の下着を撮影し、動画データ1点をSNSのグループチャット内に共有したとして6月23日(月)に逮捕されました。

また、神奈川県内の施設において、女児の着替えを盗撮し、また、女児に対しわいせつな行為をした疑いで7月22日(火)に再逮捕されました。

なお、当該教諭と接見はできておりませんが、本人から事情を確認でき次第、厳正に処分してまいります。

【本事案発生後の対応経過】

令和7年6月23日(月)	当該教諭　逮捕
6月25日(水)	全校に対して、不祥事防止の徹底に係る教育次長通知 当該校に、スクールカウンセラー及びスクールスーパーバイザーを派遣し、心のケア等に注力
26日(木)	当該校にて保護者説明会を実施
30日(月)	全校に対して、緊急対応を求める教育長通知
7月11日(金)	名古屋地方検察庁が当該教諭を起訴
22日(火)	当該教諭　再逮捕
8月　8日(金)	名古屋地方検察庁が当該教諭を追起訴

(2) 中学校長の送検について

本市中学校長(60代)は、6月13日(金)14時頃、電車内において女性2名に対し、下着を撮る目的で私用のスマートフォンを用いて動画を撮影しました。

乗り合わせた乗客により取り押さえられ、戸部警察署に任意同行されました。その後、警察において、捜査が行われていましたが、8月7日(木)に捜査が終了し、横浜地方検察庁に書類送検されました。

なお、8月22日(金)付けで懲戒免職としています。

【本事案発生後の対応経過】

令和7年6月13日(金)	本市中学校長による盗撮事案の発生 (以後欠勤のため、校長業務は副校長が代行)
8月 7日(木)	横浜地方検察庁に書類送検
8日(金)	書類送検の事実を確認し、記者発表
18日(月)	当該校にて保護者説明会を実施
22日(金)	懲戒免職

2　対策検討に当たっての考え方

他都市等での事案も視野に入れて総合的に対策を検討

（1）不安解消に向けて**スピード感を重視**するとともに**学校の「学びの場」・「生活空間」という機能を損なわない**ことに留意

（2）対策検討委員会の**複数の有識者の助言を得て実効性のある対策**

（3）**民間を含めた先行対応事例や文部科学省での研究例を参考**にした効率的な検討

（4）**学校現場**の発案と**子どもの視点**を尊重

7月～	夏休み中～	～３月まで	新年度
専門家の助言を得ながら検討・実施	**一部先行実施**	**実装検証から順次導入** ・年度内に対応可能なもの ・新年度に実施するもの	

フェーズ⓪
リスク管理
コンサルティング

フェーズ①
民間事例・
学校対策事例
反映

フェーズ③
子ども・保護者・教職員の意見を踏まえて
速やかに対応

フェーズ②　専門家の知見の活用

【参考】

教員によるわいせつ事案に関連する社会的背景

（1）**スマートフォン等撮影機器の進化**
盗撮行為等が容易かつ発見しづらく

（2）**SNSの発達**
人と人とのつながり方の変化
様々な問題が見えづらく、複雑に

（3）**教育職員等によるわいせつ事案の全国的増加**
性犯罪等による処分者はR5に過去最悪
（全国で320人）（文部科学省調査より）

3　対策検討委員会委員

専門分野	役職・氏名等	委嘱日
こどもの心理	元神奈川県警少年相談・保護センター所長 公認心理師、臨床心理士　西谷　晴美（にしたに　はるみ）氏	7月15日
犯罪学	神奈川大学法学部　教授 公認心理師　新海　浩之（しんかい　ひろゆき）氏	同
こどもの権利擁護	川崎ロータス法律事務所　弁護士　池宗　佳名子（いけむね　かなこ）氏	同
教育専門家 学識経験者	学校法人桐蔭学園　理事長 桐蔭横浜大学　教授　溝上　慎一（みぞかみ　しんいち）氏	同
リスク管理 コンプライアンス	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 GRCコンサルティング部　ディレクター　中嶋　淳一郎（なかじま　じゅんいちろう）氏	同
若年女性支援 虐待・性的搾取	社会活動家　希咲　未來（きさらぎ　みらい）氏	8月14日 （追加委嘱）

委員には、対策ごとに個々の専門的見地からの助言を随時求めています。必要に応じ、委員以外の方（※）にも、広く知見を求めています。

※アドバイザー

【行動経済学】　大阪大学　感染症総合教育研究拠点　特任教授　大竹文雄　氏
【対策全般】　三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社　政策研究事業本部　地域政策部　主任研究員　土方孝将　氏

（文部科学省委託事業「児童生徒性暴力等防止推進事業」を担当）

4　対策強化のための重層的アプローチ

第1段階 ： 採用前

教員養成プログラム

児童生徒性暴力等防止に関する履修内容の充実

※連携協定を結ぶ横浜国立大学で先行実施中

性暴力を許さない都市横浜！

第2段階 ： 採用時

チェック

- ☑ 特定免許状失効者管理システム
  （国のデータベース）
- ☑ 官報情報検索ツール
- ☑ 欠格条項の確認
  地方公務員法・学校教育法
- ☑ 採用申込書類での確認
  賞罰欄（懲戒処分歴）記入
- ☑ 採用試験時の確認充実
  （適性検査／面接）
- ☑ 採用候補者への研修・啓発強化
  （服務の宣誓前に懲戒処分の標準例等を周知徹底）

第3段階 ： 採用後

【人的】【物理的】の両面から抑止策を総合的に推進

物理的アプローチ

隠しカメラ等不審物の点検強化／私用端末等管理ガイドライン　等

スピード感をもって進める

人的アプローチ

【児童生徒】
（保護者等含む）

学校内外の相談・初期対応の充実／チーム支援／児童生徒への啓発　等

【教職員】

犯罪学的切り口の新たな研修／ナッジの手法やポップアップ機能を活用した注意喚起／相談支援機能拡充　等

【有識者（対策検討委員会委員）の見解】

ハード・ソフト両面から決して「一線」を踏み越えさせない対策が重要

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社　中嶋　淳一郎　ディレクター

採用後に、犯罪を起こせない・起こしにくい環境をつくることが重要

神奈川大学法学部　新海　浩之　教授（犯罪学）

・データベースで確認できるのは現状では再犯者に限定される。
・性暴力等を行う可能性を採用時等事前に見極めることは極めて困難

5　実施・検討中の主な対策

検討の視点（アプローチ）		対策項目	No	主な対策　始…一部開始　済…実施済	
人的アプローチ	教職員アプローチ	教職員の服務規律徹底・研修・行動変容・相談体制	❶	犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～	【８月26日実施～】 始
			❷	学校組織マネジメントと人材育成～対策検討委員による研修②～	【９月24日予定】
			❸	コミットメント型啓発手法の展開 ～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～	【９月以降順次】
			❹	ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信	【７月末～】 始
			❺	教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～	【９月３日開設】 済
人的アプローチ	児童生徒アプローチ	児童生徒の心理ケア・SOSキャッチ・人権尊重	❻	「いのちの安全教育」の推進～子どもたちの心と体の安全を守る取組～	【８月22日通知　９月～全児童生徒】 始
			❼	一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのＳＯＳの早期察知	【８月～】 始
			❽	児童生徒向け専門相談窓口の充実～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～	【７月22日開設】 済
			❾	複数の教職員での見守り・相談体制～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～	【全校展開検討】
物理的アプローチ		私用端末・撮影データのルール・管理手法	⓫⓪	情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開	【８月中策定　９月上旬通知予定】 始
			⓫①	私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証	【９月～】
			⓫②	画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築	【９月～】
		隠しカメラ対策・施設点検	⓫③	専門業者による点検（カメラの探査）・隠しカメラ捜索機器の導入	【８月中実施】 済

教職員アプローチ ❶　犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～

対策のねらい・内容

犯罪学の視点から人の行動特性や組織のリスク要因、再発防止策などについて学ぶことで、学校における不祥事防止や組織マネジメントの向上につなげる。
また、被害者の生の声も含む、犯罪心理等に関する研修動画(3本)を新たに作成し、全教職員が視聴し、各校で議論することで、不祥事を起こさない環境づくりを実践する。

【講師】　神奈川大学法学部教授　新海浩之　氏（犯罪学等）

【研修動画】　社会活動家　希咲未來　氏

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング　土方孝将　氏

学校現場の声

○ 校内で教職員が議論し対策を検討するきっかけとなるような研修素材が欲しい。
○ これまでの研修にはない観点、たとえば、犯罪のメカニズム等の切り口が欲しい。

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】
○ 性暴力に関する誤解を正しく認識し、被害者の今後の人生への影響の甚大さや、「NO」と言えない子どもに性暴力を行うことの卑劣さを全教職員が認識する必要がある。
○ 犯罪の防止には加害者の問題性を排除するだけではなく犯行を取り巻く環境にも目を向ける必要があるので、学校現場を見直し、犯罪を起こせない、起こしにくい環境をつくることが有効

対策に反映させたポイント

○ 管理職が人の行動特性や組織のリスク要因を学ぶことで、不祥事を起こしにくい組織づくりに取り組んでもらう。
○ 犯罪要因について学ぶことで、安全な学校環境づくりに取り組んでもらう。
○ 校内での具体的議論や対策を促していくきっかけとなる研修動画を作成し、夏休み明けから校内研修に活用する。

実施状況・時期

○ 8月26日(火) 管理職研修 (集合・オンライン併用)⇒後日、オンデマンド動画として全校の管理職へ配信
○ 8月末までに新たに、教職員向け研修動画①を作成
⇒全校に配信⇒各校での議論を実施
○ 9月上旬までに動画②、③を作成⇒全校に配信⇒各校での議論を実施

今後の展開

○ これまで発生した不祥事事案について、傾向などを有識者と共有した上で、今後の展開についても意見交換を実施
○ 管理職研修終了後に事後アンケート等をもとにした効果検証の実施(研修管理システム「Plant」で集約・管理)
○ 教職員が研修動画を視聴できるように研修管理システム「Plant」を通じて配信
・研修例を事務局より示し、12月末までに全校で校内研修を実施
○ 研修実施後、管理職を通して事務局へ報告

教職員アプローチ ❶　犯罪学から学ぶ不祥事防止に向けた環境づくり～対策検討委員による研修①～

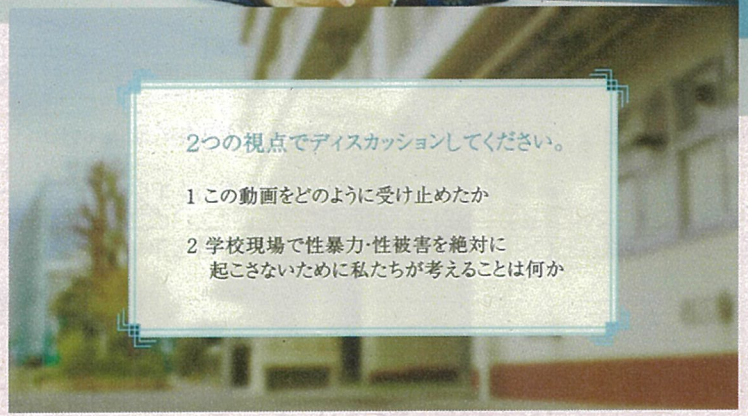

【画像】 不祥事防止研修動画 ① より
左） 神奈川大学法学部 教授 新海浩之 氏
下） 社会活動家　希咲未來 氏

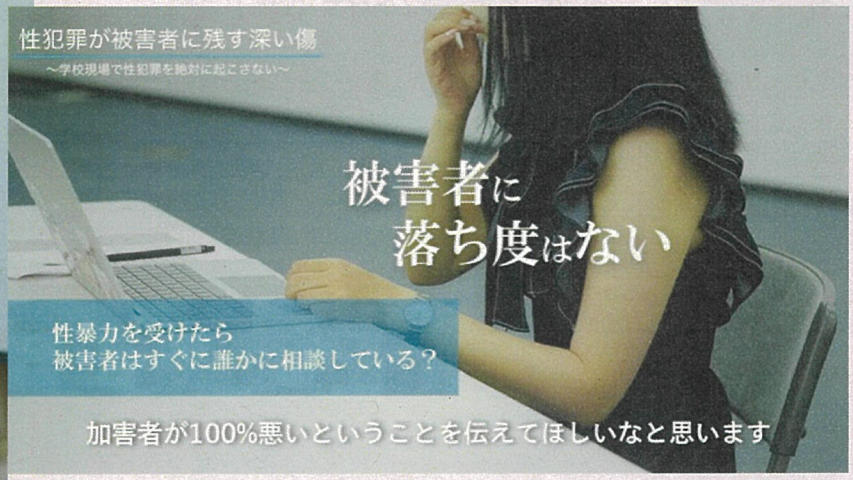

不祥事防止研修動画 ②
不祥事が起こらない・起こりにくい学校環境をつくる
～犯罪の要因の3因子を学ぶ～

不祥事防止研修動画 ③
同僚の言動の「違和感」を放置してはいけない
～違和感を大事にする職場づくり～

教職員アプローチ ❷　学校組織マネジメントと人材育成～対策検討委員による研修②～

対策のねらい・内容

教職員による不祥事防止を目的に、**学校組織のマネジメントの在り方やリーダーシップの発揮、人材育成等について、対策検討委員の溝上慎一氏を講師**として、管理職一人ひとりが研鑽を積めるようにする。

【主な内容】
・一人ひとりの子どもを大切にした授業改善の在り方や**不祥事を起こさないための学校組織運営**について
・校内の教職員による児童生徒理解、支援に向けた情報共有の在り方について
・教職員のモチベーション向上に関する具体的取組

学校現場の声

○ 子どもたち一人ひとりを大切にした授業づくりを進めたい。(小学校教育研究会)
○ 児童生徒理解、児童生徒支援に向けた取組について
→子どもにも教師にも安全・安心な授業づくりに向けての助言が欲しい。(教職員)

有識者(対策検討委員)からの助言

【溝上氏】
○ 管理職と教職員、教職員同士の対話の場は大切になる。メンターチームにおける活動等を充実できるとよい。
○ 児童生徒理解、授業改善を一体的に図ることが根本的な改善につながる。
○ 教職員の年代も経験値も様々な学校では、児童生徒の支援や指導における情報共有の機会を増やすことが必要
○ 教職員のモチベーション維持も欠かせない(授業支援を含む。)。

対策に反映させたポイント

○「児童生徒一人ひとりを大切にする授業づくり」に向け、授業観察の実施や児童生徒理解に関して、積極的に教職員との対話の場を設定できるよう、管理職に取り組んでもらう。
○ 校内での教職員同士の対話の場の充実(メンターチームとの連携)や研修等の設定に取り組んでもらう。

実施状況・時期

○ 研修日時:9月24日(水)　15時～(予定)
○ 対象者:　全校長・校長代理（集合型研修）

今後の展開

<教育委員会>
○ 対策検討委員との打ち合わせ
・研修に向けた本市の諸対策についての情報共有
・今後の校内研修の在り方や学校組織づくり、ガバナンスの在り方等について意見交換を実施
○ 事後アンケート等をもとにした効果検証の実施
<学校>
○ 学校の取組について、関係者(学校運営協議会等)から評価を得ることについての検討
○ 人材育成指標・レーダーチャートを効果的に活用した面談の実施

【講師】学校法人桐蔭学園 理事長
桐蔭横浜大学 教授
溝上 慎一 氏

画像＝学校法人桐蔭学園大学プレスセンターより

教職員アプローチ ❷

学校組織マネジメントと人材育成～対策検討委員による研修②～

横浜市人材育成指標

メンターチームとは

「複数の先輩教職員が複数の初任者や経験の浅い教職員の仕事、活動、成長を支援することで、相互の人材育成を図るシステム」

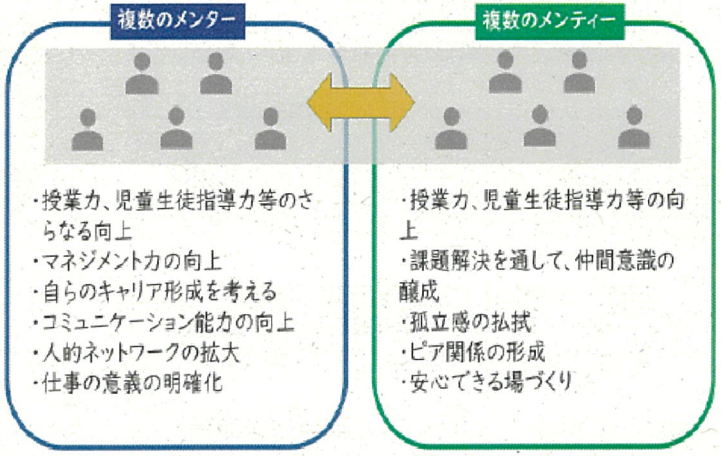

メンターチームとの連携　対話の創出

教職員アプローチ ❸

コミットメント型の啓発手法の展開
～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～

対策のねらい・内容

・**教職員の意識・行動変容に効果的である「行動経済学（ナッジ※）」の知見を活用した「コミットメント型」のルールづくり**、啓発手法を展開します。
※ナッジ：行動経済学的な知見を使うことで、人々の行動をよりよいものにするように誘導する手法

・児童生徒への性暴力等につながる恐れのある行動を「するな」と命じるのではなく、「しません！」と児童生徒等に対し宣言することで、行動を抑止するなどの行動変容につなげる。

学校現場の声

○ 教職員にとって、児童生徒への「宣言」という形は、自制心を働かせる点で有意義であり、児童生徒の多くの目があるので、行動変容につながると考えられる。
○ ルール違反や、それにつながり得る「違和感」があったとき、児童生徒も、同僚教諭も、声をあげやすくなる効果が想定される。
○ 「違和感」に気づいたときに相談しやすい環境の整備も重要。仮に担任に対し違和感を覚えた場合、担任に言いづらいことも想定した制度設計が必要だろう。

有識者からの助言

【大阪大学特任教授 大竹文雄 氏】
・不適切な言動をすべきでないのは皆知っているので、単なる注意喚起は効果が小さい。
・抑止するには、ナッジの社会規範とコミットメントの活用が有効
・宣言したことは守りたいと思う上に、多くの他者からチェックされるので、一定の効果が見込まれる。

対策に反映させたポイント

ルールを一方的に提示すると、やらされ感につながる可能性もあるので、学校ごとに、子どもたちや保護者等を含めて議論し、ルールの作成から周知までのプロセスを大事にするように支援していく。

実施状況・時期

・夏休み明け以降、既に同様の取組を実施している他都市の事例等を参考に、ベースとなるルールのフォーマット（見本）を作成し、順次各校に展開

今後の展開

・各校で、児童生徒活動（生徒会など）、PTAなどとも連携しながら、合意形成を図り、児童生徒に「宣言」することで、社会環境の変化にも対応したルールにアップデートしていくことも考えていく。

・各種教職員向け研修や「いのちの安全教育」の内容などとも連動させていくことで、教職員と児童生徒との共有を図り、より浸透・持続性のあるものとしていく。

教職員アプローチ ❸

コミットメント型の啓発手法の展開
～教職員・児童生徒・保護者等間で合意形成を図り、「宣言」することで行動変容に～

取組のイメージ

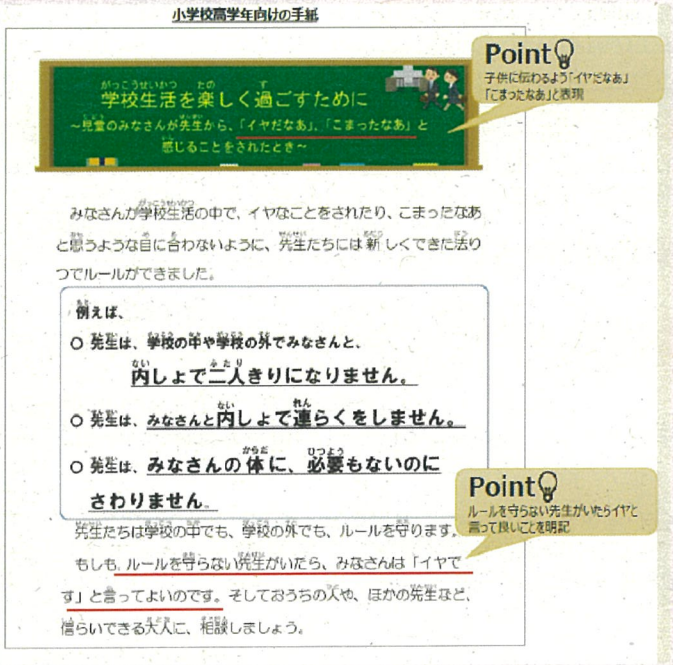
小学校高学年向けの手紙

学校生活を楽しく過ごすために
～児童のみなさんが先生から、「イヤだなあ」、「こまったなあ」と感じることをされたとき～

Point
子供に伝わるよう「イヤだなあ」「こまったなあ」と表現

みなさんが学校生活の中で、イヤなことをされたり、こまったなあと思うような目に合わないように、先生たちには新しくできた法りつでルールができました。

例えば、
- 先生は、学校の中や学校の外でみなさんと、内しょで二人きりになりません。
- 先生は、みなさんと内しょで連らくをしません。
- 先生は、みなさんの体に、必要もないのにさわりません。

先生たちは学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。そしておうちの人や、ほかの先生など、信らいできる大人に、相談しましょう。

Point
ルールを守らない先生がいたらイヤと言って良いことを明記

東京都の取組事例
（文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集」より）

横浜のオリジナル強化イメージ

【ナッジのポイント】

不適切な行動を抑止するには
ナッジの社会規範と
コミットメントの活用が有効
×
デザイン
×
作成プロセス

宣言したことは守りたいと思う上に、
多くの他者からチェックされるので、
一定の効果が見込まれる。

教職員アプローチ ❹　ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信

対策のねらい・内容

○ 対策のねらい
・注意喚起のポスターは、景色のように溶け込んでしまうこともあるので、**ICTを活用して定期又は不定期にメッセージを配信**し、教職員の注意を喚起し続ける。
・職員参加型の取組とすることで、教職員ひとり一人が不祥事を「自分事」として捉えるきっかけとする。
○ 内容
M365のチャネル機能を活用し、金曜日や休暇前などに、メッセージ内容を随時工夫しながら、**不祥事防止のメッセージを適宜発信**する。

学校現場の声

○ 校長としてももちろん取り組むが、事務局からも、教職員が不祥事を自分事として捉えるよう働きかけて欲しい。(学校管理職)
○ ごく一部の職員による不祥事であっても、横浜の教育行政の信用が失墜し、教員志望者にも影響を与えかねないので、全教職員が信頼回復に取り組まないといけない。(教職員)

有識者からの助言

【大阪大学特任教授 大竹文雄 氏】
・行動変容を促すためのナッジを、適切なタイミングで提供することが有効
・教職員の目に留まりやすく、ポジティブな表現や構成とすることが効果的

対策に反映させたポイント

○ 発信時期の工夫
学校閉庁期間前や金曜日等、発信タイミングを工夫することで、不祥事の未然防止につなげる。
○ 発信方法・掲示の工夫
パソコン(端末)起動時に表示するなど、教職員の目に留まりやすい場所にメッセージが表示されるよう工夫する。

実施状況・時期

○ 7月31日(木)、8月25日(月)
・学校管理職に向けて、チャネル機能を活用した不祥事防止メッセージを発信し、職場での議論につなげる。
○ 8月20日(水)
・大竹教授から行動経済学を生かした注意喚起の方法について助言

今後の展開

○ 定期又は不定期な発信
・気が緩みやすい金曜日や休暇前、他都市での事件があったタイミング等に発信
学校へ注意喚起を発信し効果検証(9月以降)
・M365を用いた教職員一人ひとりに向けたメッセージを発信(10月以降)
○ 教職員参加型
・メッセージ案を教職員又は事務局から募集し、参加型の不祥事防止策として展開(12月以降)

教職員アプローチ ❹　ICTを活用したコミットメント型注意喚起による不祥事防止メッセージの発信

取組のイメージ（ポップアップメッセージの例）

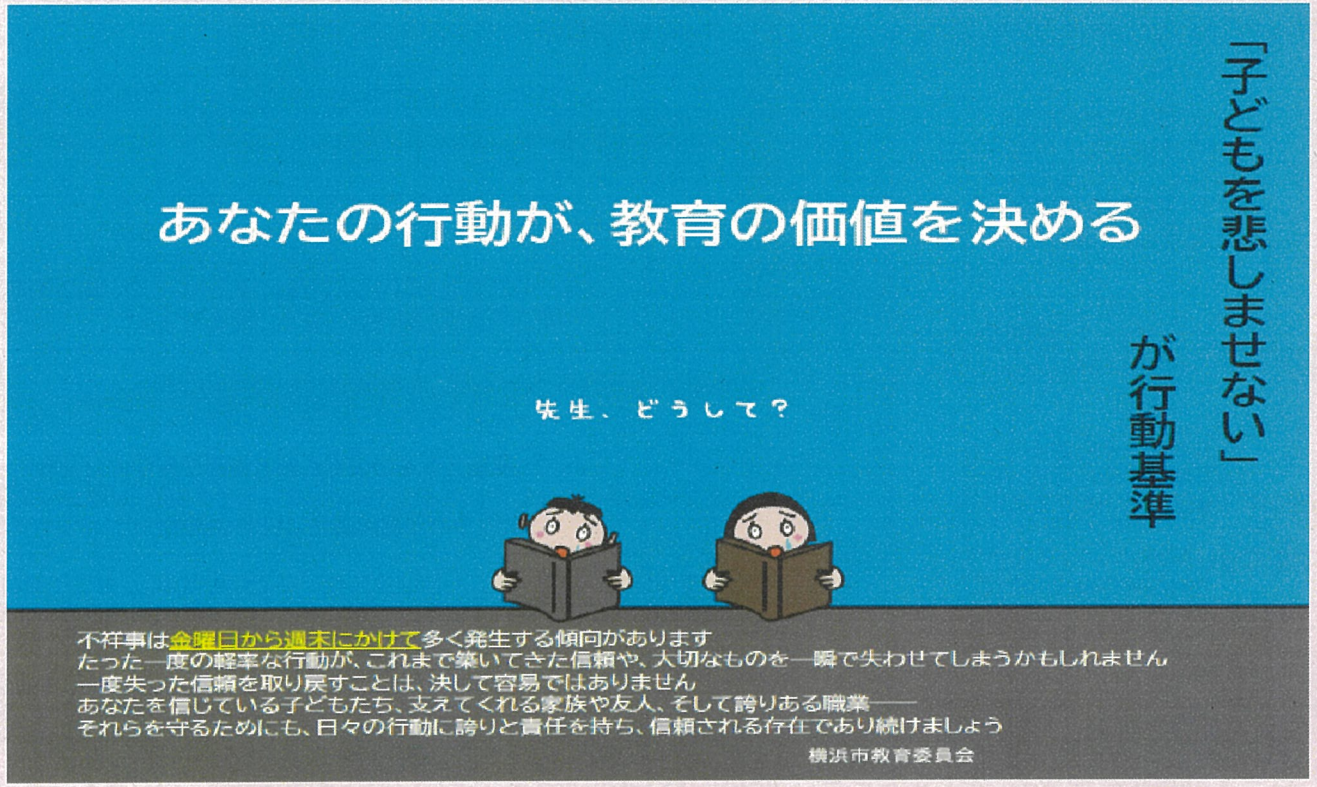

教職員アプローチ ❺　教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～

対策のねらい・内容

○ 対策のねらい
教職員健康相談室では、平日午前9時から午後5時まで、「こころ」と「からだ」の相談を電話や面談にて受け付けているが、日中授業がある教職員が利用しづらい現状を打開する。
○ 内容
・忙しい教職員が相談しやすい、**平日夜間や休日に外部相談窓口を開設**
・**LINEアプリ(電話相談も可能)を活用**することで、早期に気軽に相談できるようになり、重症化を防ぐだけでなく、**教職員が心身の健康を保つための支援を実施**

学校現場の声

○ 不安などを感じた際に、いつでも話を聞いてもらえる窓口があると良い。
○ 校長や副校長に直接は相談しづらいため、話だけでも伝えてほしい。
○ 同僚が悩んでいるので、相談窓口などを伝えたい。
○ 勤務時間中は忙しいので、健康相談室の受付時間内に連絡することが難しい。
○ 県外から採用されたため、家に帰ると一人で、話ができる相手が欲しい。
○ 匿名で相談したい。

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】
SNSを活用した相談は悪くないが、利用する年齢層に偏りが出ることが想定される。40代、50代以降へのアプローチが必要

対策に反映させたポイント

LINE相談の有効性は関連事業者へのヒアリングで確認済みだが、SNSに馴染みがない教職員が相談しやすいように、電話相談も同時間帯に受ける方向で調整中

実施状況・時期

こころとからだの健康相談
「よこはまケアトーク」の9月開設予定

○ SNS等を活用した外部相談窓口の受付時間
平 日 午後5時～午後10時
休 日 午前9時～午後10時

今後の展開

9月 ○ 外部相談窓口開設
○ 教職員への周知
・各研修で「よこはまケアトーク」の案内配付、YCAN掲載等
・「教職員健康相談室だより」での案内 等

教職員アプローチ ❺

教職員向け「LINE相談窓口」の開設～こころとからだの健康相談「よこはまケアトーク」～

現行の相談体制

横浜市教職員健康相談室
（産業医６名、専門医６名、専門職１０名）

平日9:00～17:00（第２土曜日9:00～12:00）

＋【拡充】

新規事業「よこはまケアトーク」
（専門職２名）

平日17:00～22:00　休日9:00～22:00

案内チラシ（案）

児童生徒アプローチ ❻　「いのちの安全教育」の推進～子どもたちの心と体の安全を守る取組～

対策のねらい・内容

児童生徒が、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることで、性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないよう、全市立学校で『いのちの安全教育』を推進します。

【主な内容】
・授業を通じて、性暴力に関する正しい知識や対処法を身に付けさせる。
・相談支援体制を確立し、児童生徒の声をキャッチしやすくする。
・養護教諭の専門性を活かした指導や外部講師等の活用による指導力の充実

学校現場の声

○ スマホ等から性情報をひろいやすい環境にあるからこそ、自分を守るためには、正しい知識を、小学校から積みあげていくことが大事(中学校・高校教員)
○ 適切な教材があれば指導を進めやすい。(特別支援学校教員)
○ 「いのちの安全教育」の全校展開が子どもを守ることにつながる。(小学校教員)

有識者(対策検討委員)からの助言

【池宗氏】子どもたちにSOSの発信の仕方を教えた上で、丁寧に話を受け止めることで「声を上げて良いんだよ」と伝えていく必要がある。
【溝上氏】いのちの安全教育を教育課程上に位置づけるとともに学校教育目標とも関連付けてマネジメントすることが大切
【西谷氏】児童生徒から相談を受ける場合は、場所や座席などに気を配ることが必要

対策に反映させたポイント

○ 発達段階に応じて児童生徒が考えることを大切にした「いのちの安全教育」の実施と合わせ、「個別の相談・支援」を充実させる。
○ さらに、日常的な支援及び取組(毎日の健康観察等)と連携させ、性暴力被害の早期発見・早期対応につなげていく。
○指導資料において、相談環境の配慮について記載

実施状況・時期

○ 11月末までに市立学校の全児童生徒に緊急的に授業を実施する。
○ 児童生徒からの相談が増えることを想定し、授業では相談窓口等の情報も提供しながら、「個別の相談・支援」にもつなげていく。
○ どの教員も指導できるように、指導者用eラーニング研修も実施する。

今後の展開

○ 「いのちの安全教育」を各校の教育課程や学校安全計画等に位置付け、計画的・体系的に取り組む。
○ 「いのちの安全教育」の充実に向けて、パイロット校で授業実践を行い、好事例の展開を図る。(令和8年度～)

指導資料

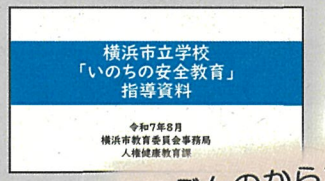

動画資料

児童生徒アプローチ ⑥

「いのちの安全教育」の推進～子どもたちの心と体の安全を守る取組～

1 「いのちの安全教育」とは

横浜市立学校における「いのちの安全教育」のイメージ図

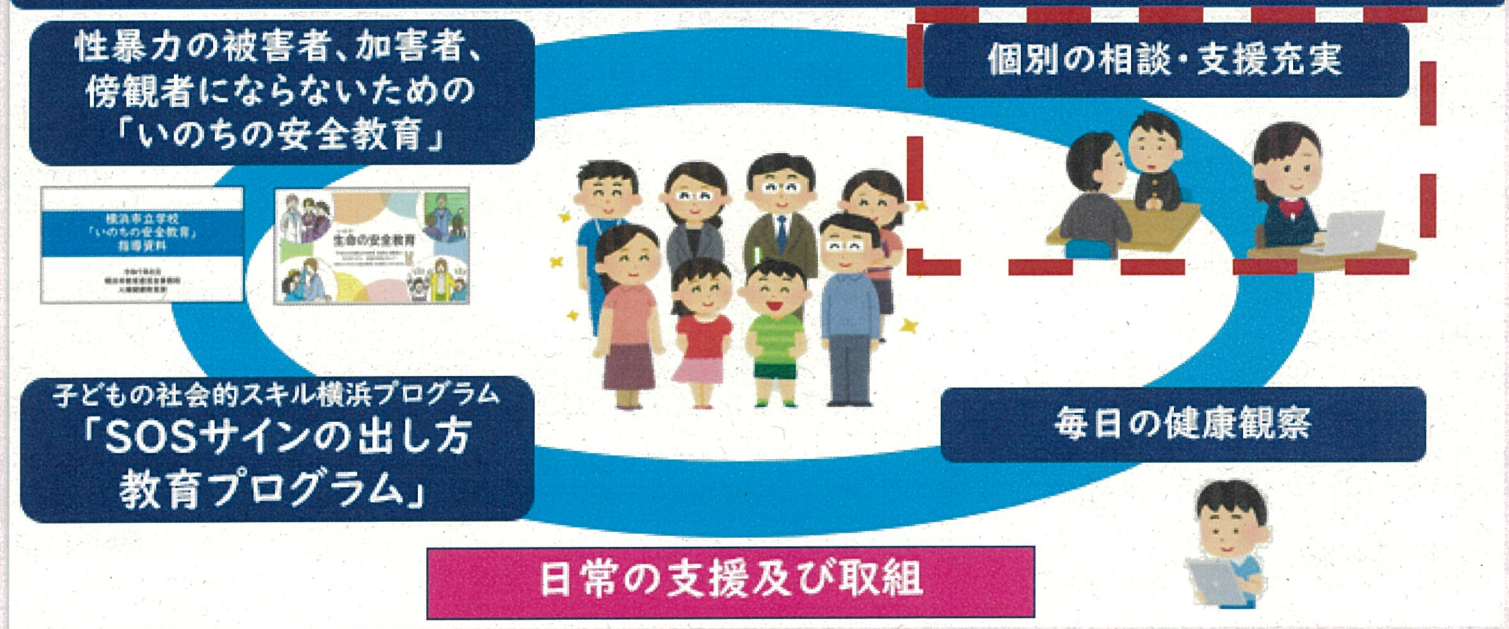

児童生徒アプローチ ❼　一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知

対策のねらい・内容

性被害に関する子どもたちのSOSを早期に察知するため、一人一台端末や専門職(スクールカウンセラー【SC】、スクールソーシャルワーカー【SSW】)の活用等を推進し、不安の声に寄り添って対応する。

- ○ 一人一台端末から、各学校のセクシャル・ハラスメント相談窓口に申し込める仕組みを導入
- ○ 「横浜St☆dy Navi」で実施している「毎日の健康観察」を活用したSOS察知の強化
- ○ ケアスキル向上のため、SC、SSWを対象に、外部専門家による専門研修を実施
- ○ 各種アンケートにおいて、性被害に関連する項目を充実
- ○ 児童生徒への性暴力発生時の対応マニュアルを作成

学校現場の声

- ○ 性的な被害の対応は、慎重さも求められ、難しさを感じる。(小中学校)
- ○ 保健室に行くこともハードルが高い場合があるので、一人一台端末から声をあげられる仕組みが望ましい。(小学校)
- ○ 新たに「セクハラアンケート」を実施すると、適切ではない反応も一部に出てくるので、現行アンケートの追加項目として聞く方が、SOSキャッチに繋がると思う。(中学校)
- ○ 学校で実施するアンケートの場合、担任が回収することになるので、子どもが回答しにくい場合も考えられる。(中学校)

有識者(対策検討委員)からの助言

【池宗氏】
声をあげていいという安心感を与えた上で、「この人なら相談してもよい」といったところも聞けたらよい。性被害は時間経過後に症状等を発することもあるため、定期的な生活アンケートに性被害に関する項目も入れて、継続的に変化を見ていくことも有効

【中嶋氏】
アンケートについては、セクハラに特化するよりも、様々な質問があると、答える人の負担は減るだろう。

対策に反映させたポイント

一人一台端末からの相談は、SOSをキャッチすることを目的とした構成とし、相談相手も指定できるようにした。

実施状況・時期

- ○ SCとSSWを対象にした外部講師による研修を実施(8月4日(月))
- ○ いのちの安全教育の実施に併せ各学校に相談申込用のフォームの開設を依頼し、10月より全校で実施予定
- ○ 性暴力対応マニュアル(概要版)を作成し(8月中)、各学校に周知(9月～)

今後の展開

- ○ 毎日の健康観察の自由記述欄に性被害に関連する内容があった場合は検知できるよう改修(9月)
- ○ 毎年12月に実施している生活アンケートの、性被害に関連する項目を充実
- ○ 各種アンケート類をクロス集計等により分析することで、SOSをより早期にキャッチする方策を専門家を交えて研究

児童生徒アプローチ ❼　一人一台端末や専門職等を活用した子どもたちのSOSの早期察知

一人一台端末から、各学校のセクシャル・ハラスメント相談窓口へのアクセスイメージ

L-Gate上の【セクハラ相談窓口】をクリックする。

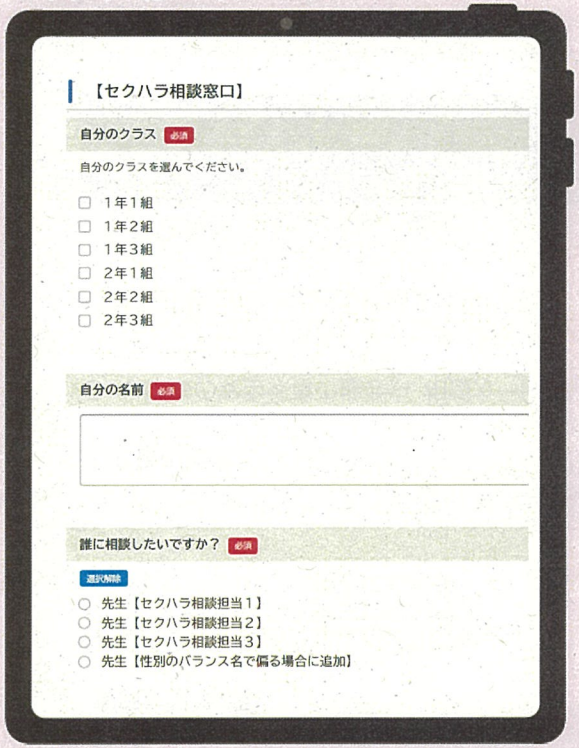

申請フォームにて回答を行う。

児童生徒アプローチ ❽　児童生徒向け専門相談窓口の充実～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～

対策のねらい・内容

スクールソーシャルワーカー等が対応する、性被害に特化した相談窓口（相談フォーム・電話相談）を設け、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

【受付後の対応】
一人ひとりに寄り添うことを基本に、事案に応じて、警察・児童相談所等の関係機関と連携する。

学校現場の声

○ 夏休みになると、学校ではSOSに気づきにくくなるので、教委が設置した専門の相談窓口があることは心強い。（小学校）
○ 電話だけでなく、インターネットを活用した相談窓口は、今の子どもたちにとって有効と期待している。（中学校）

有識者（対策検討委員）からの助言

【西谷氏】
○ こどもが性被害を自覚していない事案を含めて、相談することへの心理的負担を考慮した相談窓口が必要
○ アンケートという手法もあるが、詳細な内容を聞く場合、回答者にかなりの負担となり、被害者への二次被害になりかねない。
（池宗氏も同趣旨の意見）
○ 子どもは、自分の回答が誰にどのように渡っていくかも気にする。
○ 包括的な機能を持つ窓口を設置するのも有効

対策に反映させたポイント

性被害全般に関し、心理的な負担が少なく申し出られるよう、電話とフォームを併用した窓口を設置

実施状況・時期

○ 7月22日（夏休み初日）に開設済み
・案内チラシを全児童生徒に配付
・「すぐーる」にて保護者にも周知

今後の展開

○ いのちの安全教育の機会や、相談カードの配付などを通じて、定期的に相談先を周知
○ 子どもたちの心情や負担に配慮しながら、弁護士等の専門家に直接相談が出来る体制を検討・実施

相談フォーム画面

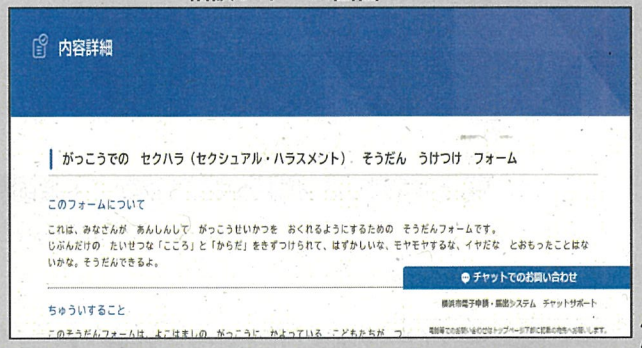

児童生徒アプローチ ❽　児童生徒向け専門相談窓口の充実～子どもたち一人ひとりの不安の声に寄り添う～

相談窓口
案内チラシ

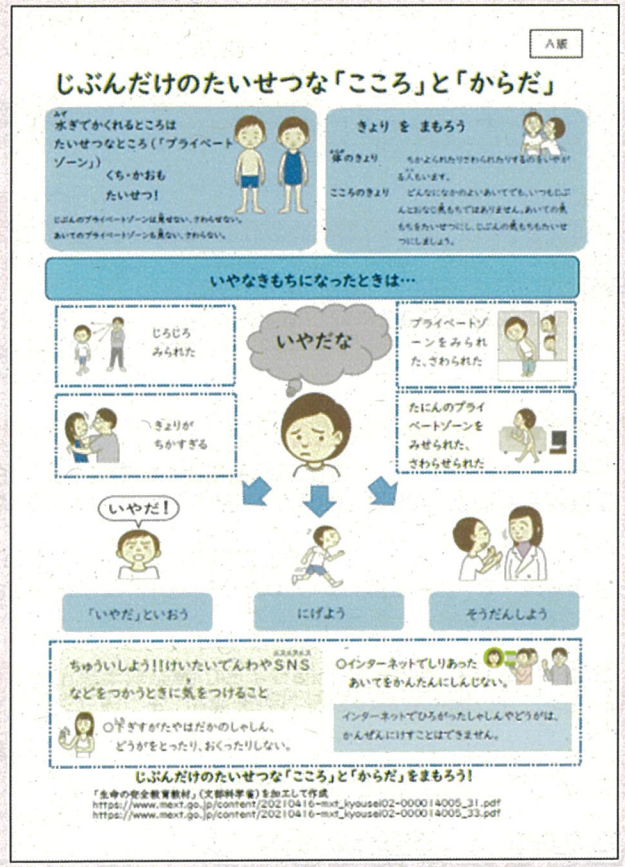

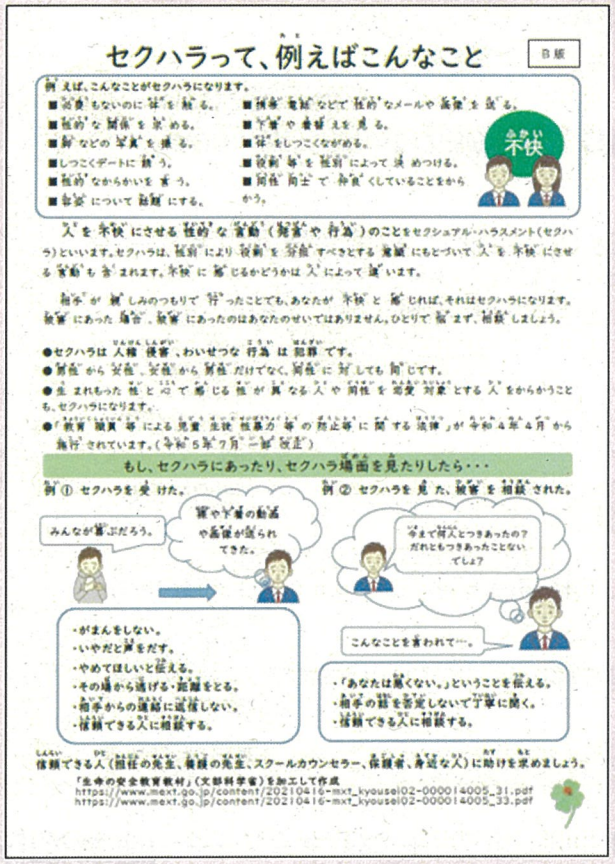

児童生徒アプローチ ❾　複数の教職員での見守り・相談体制～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～

対策のねらい・内容

子どもたちの安全・安心を守るためにも、**児童生徒に複数の教員が関わることで、児童生徒の心の安定や教職員の児童生徒理解の向上を図り、組織的に子どもたちを支える**。

【チーム学年経営】
教科分担制を推進し、学級を持たない「チーム・マネジャー」がコーディネート役を担うことで、「学年担当」というチームで、学年を経営する。

【チーム担任制】
特定の教員が担任を務めるのではなく、それぞれの学年の教員が、学級担任業務をローテーションにより分担し、チームにより学級を経営する。

学校現場の声

○チーム担任制（R7試行校校長ヒアリングより）
- チーム学年経営を基盤としているので、児童・保護者にとっても違和感がない。
- **複数の教職員が関わることによって児童理解が進み、児童にも落ち着きが見られる**。
- 情報共有の仕方を工夫することで教職員の意識も高まり、風通しもよくなっている。
- 保護者からも「**主担当の担任が休みの際も、複数の教職員が対応していることが分かり、子どもが安心していた**。」との声

有識者（対策検討委員）からの助言

【溝上氏】
○ **子どもたちの安心・安全という危機管理の面と、ティームティーチングや補助指導の促進による学びの面での効果**が期待できる。
○ 教員にとっては、他の教員の指導や関わりの様子を見られることで、教職員の人材育成にもつながる。

対策に反映させたポイント

・小学校における高学年以外の学年や中学校への取組の推進に向けた検討の実施

実施状況・時期

○ チーム学年経営
令和7年度から高学年を中心に、小学校・義務教育学校（前期課程）全校で展開
○ チーム担任制
令和6年度：モデル校での試行・研究開始（9校）
令和7年度：モデル校での試行拡充（20校）

今後の展開

○ チーム学年経営
全校展開の継続
○ チーム担任制
- **小学校全校に展開（令和8年度～）**
- **モデル校での事例研究（継続）**
- 中学校での導入に向けた検討（令和8年度）

○チーム学年経営実施校　これまでのアンケート結果

児童アンケートから

「学年のほかの先生が関わってくれるので、安心して過ごしている」についての児童の回答状況

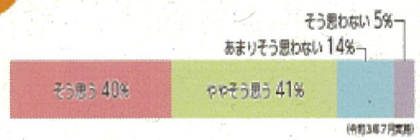

限られた時間であっても、多くの教員との関わりによって安心感をもって過ごすことのできる児童が多くいます。

児童の心の安定

児童生徒アプローチ ❾　複数の教職員での見守り・相談体制～チーム学年経営・チーム担任制による体制づくり～

チーム学年経営の取組例

教科分担の例

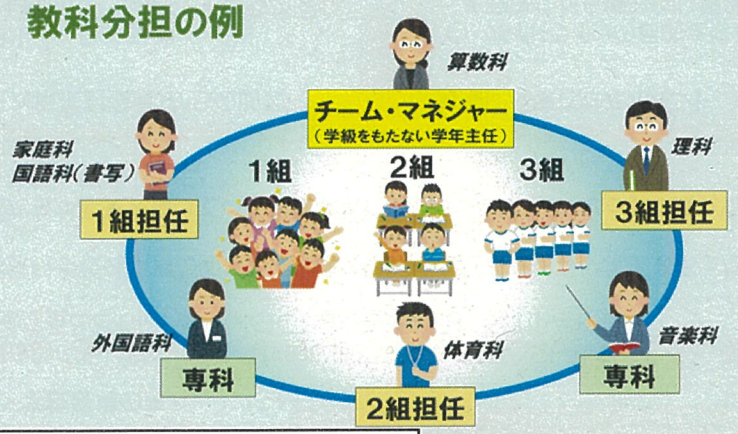

チーム担任制の取組例（ローテーション型）

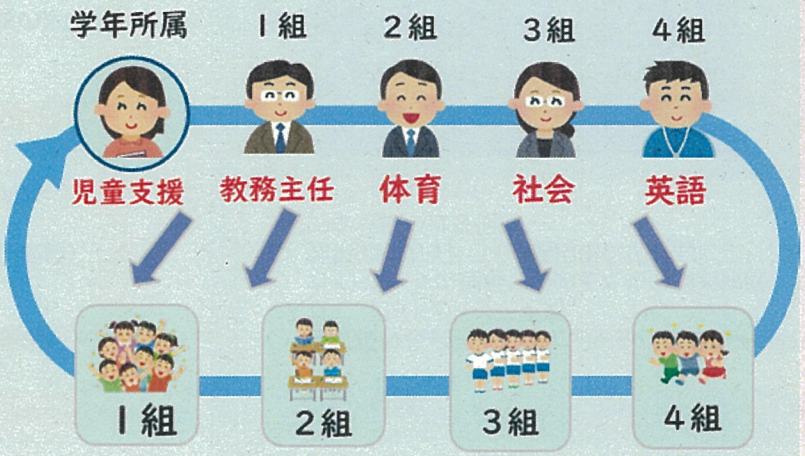

【チーム担任制】児童からの視点（例）

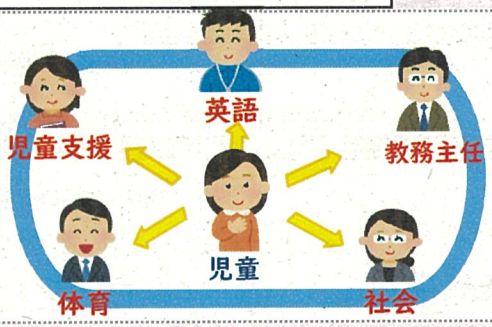

学年の教員全員が
1人の児童の担任

↓

誰にでも相談できる！

- 全員が担任なので、相談する先生を自分で選べる！
- １日の中でも多くの先生が、授業を通してクラスに関わってくれるので、安心して生活できる！

物理的アプローチ ⑩　情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開

対策のねらい・内容

教職員等が情報機器を適切に取り扱い、児童生徒の安全・安心を守り、信頼される学校教育を推進するためのルールと意識の徹底を図る。

○ 主な内容
- ・情報機器等の種類と定義を明確化
- ・私用携帯端末の業務利用の禁止と例外的利用の場合の留意点
- ・教職員等による写真等の撮影における遵守事項

学校現場の声

○ 情報機器の扱いについて、具体的な運用事例等を再確認し共有できると、職員への指導がしやすくなるとともに、安心してICT活用を進められる。(小学校長)

○ 修学旅行や校外学習の際に私用端末で連絡をせざるを得ない場面もあった。(中学校教員)

○ 先生たちが写真を撮っている場面はたくさんあったけれど、どうして撮っているのかは分からなかった。(小学生)

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】

○ 不祥事防止ではなく、子どもが安心安全に学校生活を送れるようにするためのガイドラインである。

○ 保護者や地域の方にもガイドラインを理解していただくことが必要

対策に反映させたポイント

○ ガイドラインの目的を修正し、現場の声を聴きながら継続的に更新していく。

○ 保護者や地域の方も含めて子どもが安心して学校生活を送れるようにガイドラインに記載する。

実施状況・時期

○ 児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、その指針として**9月頃に学校に展開し、随時更新**

今後の展開

○ 各校種校長会等を通じて、現場の実情や声を取り入れて、ガイドラインを更新

○ ガイドラインの理解を深めるための周知徹底

○ 効果的なガイドライン活用事例の共有により、日常的な意識づけを促進

注意喚起（イメージ）

物理的アプローチ ⑩　情報機器等の利用及び写真等の撮影に関するガイドラインの策定・展開

ガイドライン（イメージ）

横浜市立学校における情報機器端末等の利用及び写真等の撮影に関するガイドライン

制定　令和〇年〇月〇日

1　ガイドライン策定の目的

教職員等が私物のスマートフォンやタブレット端末等の情報機器端末を利用する際、又は校務で活用する際、不適切な取り扱いをすることで、非違行為につながる事案が発生している現状を受け、児童生徒が安心安全に学校生活を過ごせること、また、信頼される学校教育を推進することを目的に、私用で機器を扱う際も含めて、特に守るべき基本的なルールやモラル、留意点を提示し、教職員等の意識の徹底を図ることを目的とする。

（なお、本ガイドラインにある下線部は現場での実践につなげるうえで特に重要な観点となりますので、内容の確認とあわせて十分ご留意ください。）

2　本ガイドラインにおける教職員等の範囲

学校に関わる全ての教職員等

※ 校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、給食員、用務員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、学校教育ボランティア、特別支援教育支援員　…等

3　根拠規則

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱　第22条

（私用の情報機器等の業務利用）

職員は、私用の情報機器等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ担当者（校長・校長代理）の許可を得て利用することができる。

4　定義

情報機器端末等は次のとおり

(1) 携帯端末機…サーバや他の端末機等からデータを取得して、持ち運び利用ができる機器をいい、スマートフォン、タブレット、モバイルPC等を含む

(2) 記録媒体…ハードディスク、磁気テープ、USBメモリ、SDカード等、情報を記録することができる媒体をいい、スイッチ等により一時的に記録を不可としたものを含む。ただし、電子計算機に内蔵されたハードディスクは除く

(3) 外部記録媒体…USBメモリ、SDカード等のうち、容易に持ち運び可能な形状のもので、学校外への持ち出しが可能な記録媒体をいう。内部記録メモリを備えるデジタルカメラやビデオカメラ等も含まれる。

5　携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用等の原則

公用の情報機器端末等の利用が原則であり、私用の情報機器端末等は原則業務に利用してはならない。例外的対応として、私用の携帯端末機については、真にやむを得ない場合に限り、校長・校長代理の判断で利用することができる。

6　公用携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用等について

(1) 教職員等による写真等の撮影について

ア 教職員等による写真・動画の撮影は、児童生徒等の学習活動をはじめとした教育活動に真に必要か検討した上で行うこと。

イ 撮影にあたっては、児童生徒等に声掛けや腕章を着用する等、配慮し行うこと。

ウ 校外学習等における撮影者が特定の職員に偏らないよう留意すること。

エ 必要に応じて、保護者等に撮影を行うことや撮影した写真・動画データ等の利用方法等について説明し、理解を求めること。

(2) 記録媒体・外部記録媒体の利用管理について

ア 記録媒体・外部記録媒体を利用しないときは、施錠できる保管庫等に保管すること。

イ 学校長は、外部記録媒体として「記録媒体持ち出し簿」等を作成し、保有台数、利用状況（利用者、利用目的、持出し先等）を適切に把握、確認できるようにすること。

ウ 持ち出した外部記録媒体を返却する際は、内部記録メモリを速やかに消去し、ダブルチェックした上で返却すること。

(3) 写真・動画データ等の管理について

ア 撮影した写真・動画データ等は、教職員等が共通でアクセスできる共有サーバ内に格納フォルダを作成し、保存管理すること。

イ 写真・動画データ等を外部に持ち出すときは、「外部持ち出し許可簿」等を作成し、学校長の許可を得ること。

ウ 学校長は定期的に格納フォルダ内の写真・動画等のデータをチェックし、今後、利用することが見込まれないデータについては速やかに削除すること。

エ 内部記録メモリ及び格納フォルダ内等において、不適切な写真・動画等を発見した場合は、速やかに学校長に報告すること。

※横浜市立学校における個人情報取扱いに関する補足資料P.10(4)に準じた運用

7　私用携帯端末機・記録媒体・外部記録媒体等の利用について

(1) 教室等、児童生徒が活動する場所への私用の情報機器端末等の持ち込みは原則禁止とする。

(2) 私用の情報機器端末等による、児童生徒等の撮影は禁止とする。

(3) 私用の記録媒体・外部記録媒体の使用及び記録等は禁止とする。

(4) 私用の記録媒体・外部記録媒体を学校備品の情報機器等で使用することは禁止とする。

※例外的対応として、私用の携帯端末機については、真にやむを得ない場合に限り、校長・校長代理の判断で利用することができる。（例：「児童生徒に関わる緊急対応」「校外学習、宿泊体験学習、部活動の引率及び連絡」）。

8　その他

(1) 校長は、安心安全な教育活動が行えるよう、日ごろから児童生徒、保護者等への理解を求めるよう努めること。

(2) 本ガイドラインが遵守されるためには、教職員等一人ひとりのモラルが重要であり、学校に関わる全ての教職員等が高いモラル意識をもてるよう、校長・校長代理は日ごろから意識付けを図ること。

(3) 本ガイドラインが遵守されない状況が発覚したときは、校長・校長代理に速やかに報告し、校長・校長代理は適切な対応をすること。

物理的アプローチ ⑪　私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証

対策のねらい・内容

児童生徒が安心して学習できるよう、**私用携帯端末利用禁止を徹底**するとともに、**私用端末がなくても業務に支障を生じさせない対応策の効果検証**を行う。

○ 主な取組
- **保管BOXの設置とポスター掲出による教職員の行動変容の検証**
- **校内Wi-Fiを活用したインターホン等のモデル検証**

学校現場の声

○ 校内の連絡手段がないので、安全管理上、私用携帯を使うことを認めざるを得ない場面があった。(中学校校長)

○ **教職員の私用携帯端末を、児童が活動する場所へ持ち込まないことを児童や保護者に伝えることで、安心感をもってもらうことができる。**(小学校校長)

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】
○ 検証する際には、何を明らかにする効果検証なのかを明確にし、アンケート項目に反映させる。
○ **当事者意識をもてるように、実現可能でスピード感のある対応策の案を、先生たちにも出してもらうのがよい。**

対策に反映させたポイント

○ 試行校で効果検証のアンケートをとる際には、効果検証の目的を明確にし、それをアンケート項目に反映する。
○ アンケート項目の中に、先生たちが対応策について考えられるような項目をつくる。

実施状況・時期

○ Wi-Fiインターホンを9月にテスト設置し、本市ネットワーク上での動作確認と運用方法等を検証
○ 保管BOXを9月にテスト設置し、運用方法等を検証
○ 検証を受け来年度予算で整備(予定)

今後の展開

○ インターホン未整備となっている一部の学校へ、順次設置を検討

注意喚起（イメージ）

保管ボックス（イメージ）

物理的アプローチ ⓫

私用携帯端末の業務利用禁止及びその代替手段の検証

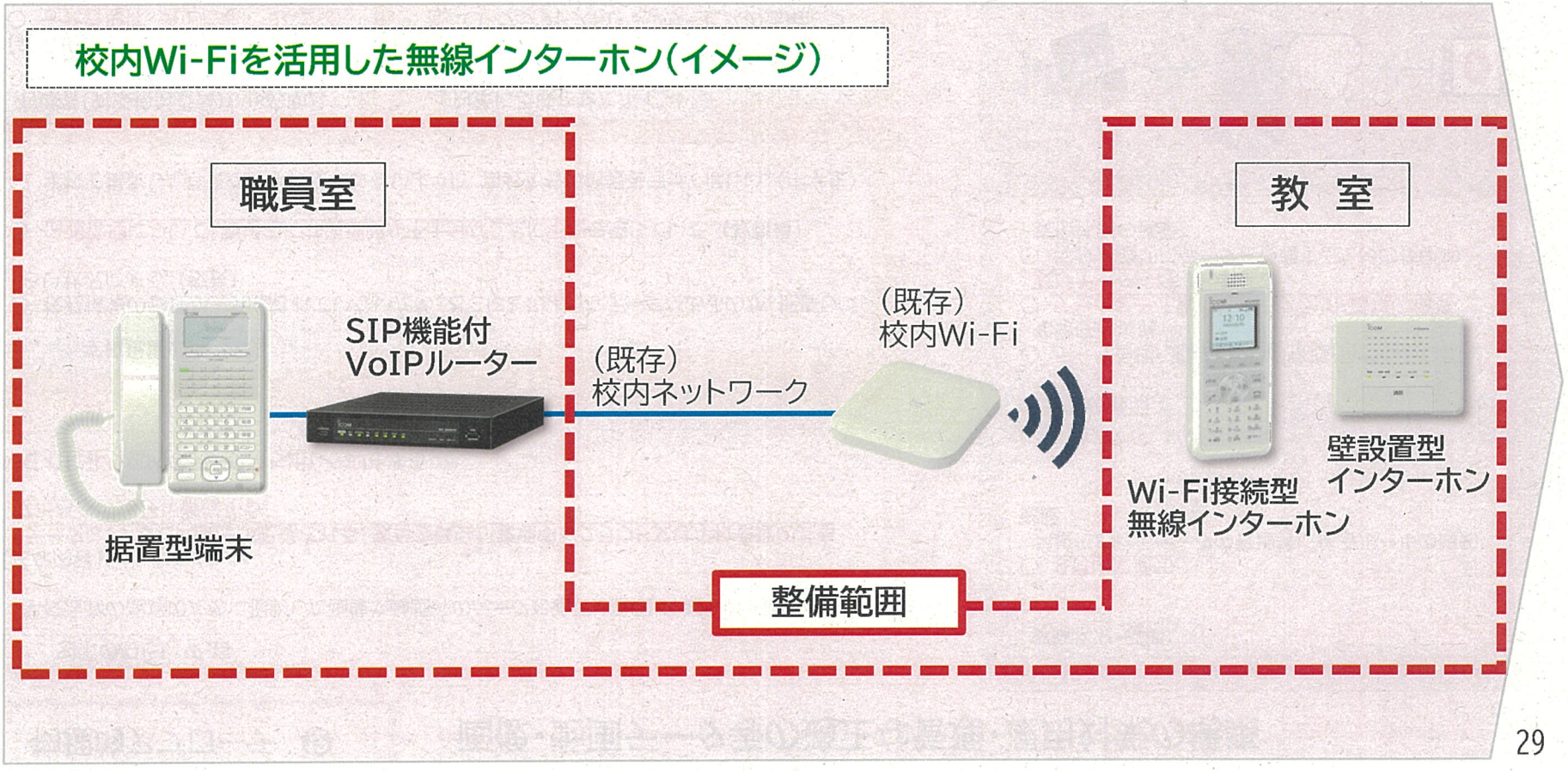

物理的アプローチ ⑫　画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築

対策のねらい・内容

学校活動の記録のために撮影した画像や動画等のデータを適正に管理し、漏えいを防ぐ。

【主な内容】

・データは、アクセス履歴が記録される、教育委員会が管理するクラウド又は学校管理の共有サーバへの保存を徹底する。

・これにより私的なデータ持ち出しを抑止する。

学校現場の声

○ 校務情報の管理が一元化されていないため、どこにどのようなデータがあるのか、把握しづらい状況にある。(校長)

○ 情報管理について、職場内で共通理解が不十分なことに不安を感じていた。(教職員)

○ 学校で撮影した写真が勝手に使われないように、自分たちの情報を守ってほしい。(中学生)

有識者(対策検討委員)からの助言

【新海氏】

○ 一元管理は、適正管理につながる。管理しやすいクラウドベースで考えた方が良い。

対策に反映させたポイント

○ クラウドストレージサービスの活用についても今後検討していく。

実施状況・時期

○ 9月頃に通知
学校におけるデータの管理等に係るルールの周知徹底

今後の展開

○ データ管理・運用ルールの整理・再整備及び周知徹底を実施

○ データを一元管理できるクラウド環境の構築及びデータ移行

○ 学校が適切にデータを管理するための技術的支援体制の構築

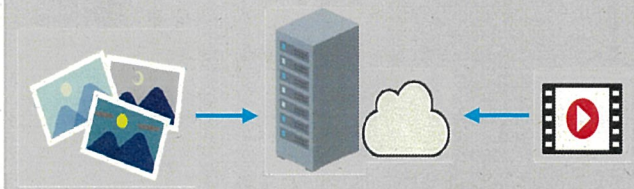

物理的アプローチ ⑫

画像・動画データ等の適正な管理・運用対策の構築

個人情報の取扱いの徹底

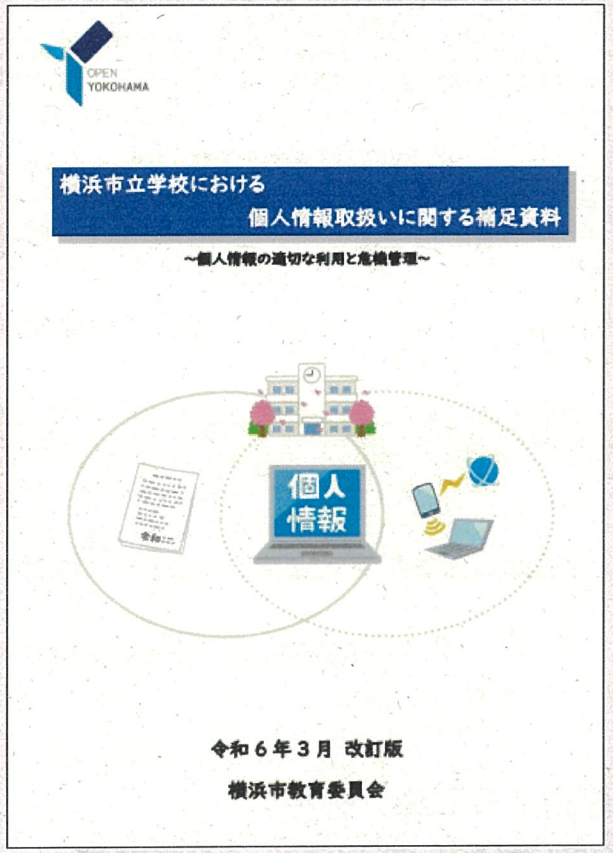

OPEN YOKOHAMA

横浜市立学校における
個人情報取扱いに関する補足資料

～個人情報の適切な利用と危機管理～

令和６年３月 改訂版

横浜市教育委員会

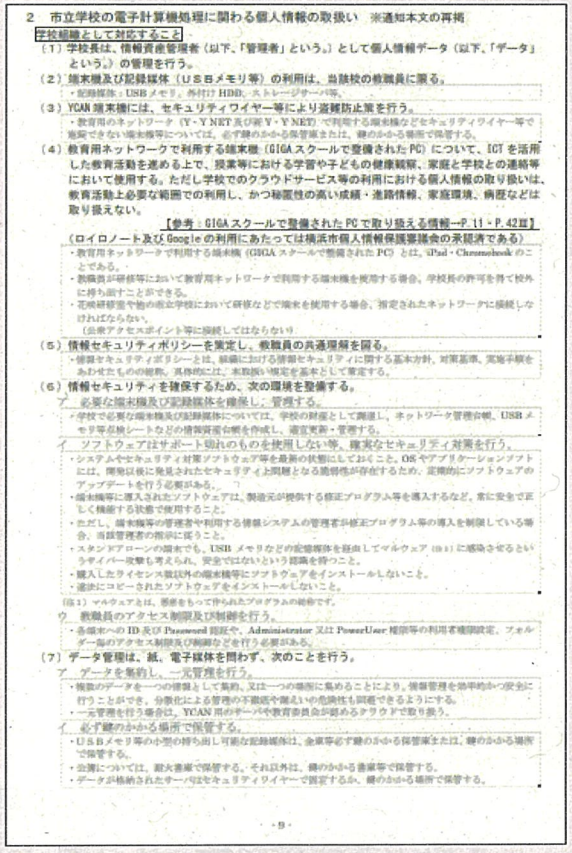

2　市立学校の電子計算機処理に関わる個人情報の取扱い　※通知本文の再掲

学校組織として対応すること

（1）学校長は、情報資産管理者（以下、「管理者」という。）として個人情報データ（以下、「データ」という。）の管理を行う。

（2）端末機及び記録媒体（ＵＳＢメモリ等）の利用は、当該校の教職員に限る。

・記録媒体：USBメモリ、外付けHDD、ストレージサーバ等。

（3）YCAN端末機には、セキュリティワイヤー等により盗難防止策を行う。

・教育用のネットワーク（Y-Y NET及び新Y-Y NET）で利用する端末機などをセキュリティワイヤー等で施錠できない端末機等については、必ず鍵のかかる保管庫または、鍵のかかる場所で保管する。

（4）教育用ネットワークで利用する端末機（GIGAスクールで整備されたPC）について、ICTを活用した教育活動を進める上で、授業等における学習や子どもの健康観察、家庭と学校との連絡等において使用する。ただし学校でのクラウドサービス等の利用における個人情報の取り扱いは、教育活動上必要な範囲での利用し、かつ秘匿性の高い成績・進路情報、家庭環境、病歴などは取り扱えない。

【参考：GIGAスクールで整備されたPCで取り扱える情報→P.11・P.42】

（ロイロノート及びGoogleの利用にあたっては横浜市個人情報保護審議会の承認済である）

・教育用ネットワークで利用する端末機（GIGAスクールで整備されたPC）とは、iPad・Chromebookのことである。

・教職員が研修等において教育用ネットワークで利用する端末機を使用する場合、学校長の許可を得て校外に持ち出すことができる。

・花咲研修室や他の市立学校において研修などで端末を使用する場合、指定されたネットワークに接続しなければならない。

（公衆アクセスポイント等に接続してはならない）

（5）情報セキュリティポリシーを策定し、教職員の共通理解を図る。

・情報セキュリティポリシーとは、組織における情報セキュリティに関する基本方針、対策基準、実施手順をあわせたものの総称。具体的には、本取扱い規定を基本として策定する。

（6）情報セキュリティを確保するため、次の環境を整備する。

ア　必要な端末機及び記録媒体を確保し、管理する。

・学校で必要な端末機及び記録媒体については、学校の財産として調達し、ネットワーク管理台帳、USBメモリ等点検シートなどの情報資産台帳を作成し、適宜更新・管理する。

イ　ソフトウェアはサポート切れのものを使用しない等、確実なセキュリティ対策を行う。

・システムやセキュリティ対策ソフトウェア等を最新の状態にしておくこと。OSやアプリケーションソフトには、開発以後に発見されたセキュリティ上問題となる脆弱性が存在するため、定期的にソフトウェアのアップデートを行う必要がある。

・端末機等に導入されたソフトウェアは、製造元が提供する修正プログラム等を導入するなど、常に安全で正しく機能する状態で使用すること。

・ただし、端末機等の管理者や利用する情報システム上の管理者が修正プログラム等の導入を制限している場合、当該管理者の指示に従うこと。

・スタンドアローンの端末でも、USBメモリなどの記憶媒体を経由してマルウェア（注1）に感染させるというサイバー攻撃も考えられ、安全ではないという認識を持つこと。

・購入したライセンス数以外の端末機等にソフトウェアをインストールしないこと。

・違法にコピーされたソフトウェアをインストールしないこと。

（注1）マルウェアとは、悪意をもって作られたプログラムの総称です。

ウ　教職員のアクセス制限及び制御を行う。

・各端末へのID及びPassword設定や、Administrator又はPowerUser権限等の利用者権限設定、フォルダー毎のアクセス制限及び制御などを行う必要がある。

（7）データ管理は、紙、電子媒体を問わず、次のことを行う。

ア　データを集約し、一元管理を行う。

・複数のデータを一つの情報として集約、又は一つの場所に集めることにより、情報管理を効率的かつ安全に行うことができ、分散化による管理の不徹底や曖昧いの危険性も回避できるようにする。

・一元管理を行う場合は、YCAN用のサーバや教育委員会が認めるクラウドで取り扱う。

イ　必ず鍵のかかる場所で保管する。

・ＵＳＢメモリ等の小型の持ち出し可能な記録媒体は、金庫等必ず鍵のかかる保管庫または、鍵のかかる場所で保管する。

・公簿については、耐火書庫で保管する。それ以外は、鍵のかかる書庫等で保管する。

・データが格納されたサーバはセキュリティワイヤーで固定するか、鍵のかかる場所で保管する。

物理的アプローチ ⑬

専門業者による点検(カメラの探査)/隠しカメラ探査機器の導入
～子どもたちや保護者の不安の解消～

対策のねらい・内容

【専門業者による点検(カメラの探査)】
当該校において、専門業者により盗撮カメラの点検を実施し、不安を解消する。

【隠しカメラ探査機器の導入】
各学校教育事務所に、探査機器を10台程度配備し、各学校に貸し出すことで、自主点検の精度を向上させる。(導入機種 サンメカトロニクス製 SCH-80)

学校現場の声

【専門業者による点検(カメラの探査)】
専門業者が点検してくれたほうが安心 (保護者)

【隠しカメラ探査機器の導入】
複数の教員で目視点検しているが、専門家ではないので見逃していないか不安 (小学校)

有識者(対策検討委員)からの助言

【中嶋氏】
購入予定の機器は、この分野の専門メーカーによるものであり信頼性は高い。機器の使い勝手などもあるため、段階的な導入が適当

【専門業者】
昨今の盗撮はスマートフォンやタブレット端末によるものが多いほか、防犯用等としてネット販売されている小型カメラを悪用したものもある。

対策に反映させたポイント

○ 様々なタイプの盗撮カメラに対応した機種を、まずは早急に手配できる台数を購入
○ カメラのレンズのほか、撮影や、撮影データ送信を感知できる機器を調達

実施状況・時期

【専門業者による点検(カメラの探査)】
当該小学校では、8月21日に調査を実施し、異常がない旨確認済み

【隠しカメラ探査機器の導入】
8月下旬 各教育事務所に配備
9月～ 学校への貸し出し開始

今後の展開

【専門業者による点検(カメラの探査)】
一部の学校で抜き打ち的に実施する。
この旨を周知することにより抑止効果を働かせる。

【隠しカメラ探査機器の導入】
テスト運用を踏まえ、追加購入を検討

物理的アプローチ ⓭

専門業者による点検(カメラの探査)/隠しカメラ探査機器の導入
～子どもたちや保護者の不安の解消～

専門業者による点検(カメラの探査)(8/21実施)

隠しカメラ探索機器

6　その他の対策等について

- **児童生徒性暴力対策協議会の設置**（令和8年度予定）
- **子どもの人権についての校内研修や授業等の取組の充実**
  （『自分らしく幸せに生きるためのハンドブック』（令和7年4月発行）の活用）
- **性暴力に関する学校内、学校外の相談体制の充実強化検討**（8月～）
- **校内の死角対策**（安全点検のチェックリストに死角対策を追加・点検強化）（9月以降）
- **児童生徒が利用する図書館等教育施設において、学校に準ずる安全対策の順次導入**

など

今後始まる日本版DBS等の関係法令に対応するのはもちろんのこと、デジタルデバイスの進化やSNSの更なる発達など、社会環境の変化にもスピード感をもって対応していけるよう、有識者の知見を得ながら、学校を安全・安心な環境にするため、注力してまいります。

教委第21号議案

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年９月５日提出

教育長　下田　康晴

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の休暇等に係る人事院規則の一部が改正されたことに伴い、横浜市立学校に勤務する会計年度任用職員に適用される介護時間に関する規定の整備を図るため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　年　月　日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第　号

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則（令和2年3月横浜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で取得するもの」を削る。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

教育委員会資料
令和７年９月５日
教職員労務課

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

１　改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び国家公務員の休暇等に係る人事院規則の改正に伴い、本市においても、仕事と家庭のさらなる両立支援を図るため、正規職員・会計年度任用職員ともに関係する規則等を改正し、介護時間の取得を勤務時間の始め又は終わりに限ることとしていた制限を廃止する予定です。

そのため、市立学校に勤務する会計年度任用職員についても同様の措置とするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正します。

２　改正する規則と主な内容

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則

休暇種別	会計年度任用職員	
	現行	改正後
介護時間 （第７条第２項）	市立学校会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間（予定勤務時間から５時間 30 分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から５時間 30 分を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で取得するものとする。	市立学校会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間（予定勤務時間から５時間 30 分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から５時間 30 分を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　施行期日

令和７年10月１日

新旧対照表（横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則（抜粋））

現行	改正案
（第１条から第６条まで省略） （介護時間） 第７条　（第１項省略） ２　市立学校会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間（予定勤務時間から５時間30分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から５時間30分を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間で取得するものとする。 （第３項及び第８条から第10条まで省略）	（第１条から第６条まで省略） （介護時間） 第７条　（第１項省略） ２　市立学校会計年度任用職員の介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間（予定勤務時間から５時間30分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該予定勤務時間から５時間30分を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 （第３項及び第８条から第10条まで省略）
（新規）	附　則 この規則は、令和７年10月１日から施行する。

教委第22号議案

第５期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について

「第５期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について」を次のとおり作成する。

令和７年９月５日提出

教育長　下田　康晴

提案理由

教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、第5期横浜市教育振興基本計画を策定するにあたり、基本的方向について、別添案のとおり作成する。

CITY OF YOKOHAMA

教育委員会資料
令和７年９月５日
教育政策推進課

第５期横浜市教育振興基本計画策定の基本的方向について

教育委員会事務局

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

横浜の子どもが「今」大事だと思っていること

人とのつながり　世界とのつながり　未来へのつながり

「人（友達や先生）とのつながりが学校生活で大事だと思う」 69 %

「外国の人と交流する機会が増えるといい」 79 %

「今よりも学び方を自分で選べるといい」 92 %

「学校の先生や友達や家の人だけでなく、話を聞いてくれる人がいてくれるといい」 87 %

出典：これからの横浜の教育について～みなさんの声を聴かせてください～（令和６年９～10月）

児童生徒の声

「自分のことを学びたい。苦手なことはどうしたらいいか考えたいし、得意なことは将来につなげたい」

「いろいろな世界や職業を知ることで興味の幅を広げ、自分の夢を見つけていきたい」

「ＳＮＳやインターネットから正しい情報を見極める力をつけていきたい。新しい技術やＡＩをうまく使いこなせるようになりたい」

「友達と教え合ったり、アイディアを出し合ったり、クラスで行事に取り組んだり、協力しながらすることが楽しい」

「英語だけでなく他の国の言語も話せるようになって、外国の方と話したい」

「SDGsの取組をきっかけに、自分たちで変えていけること、できることをやっていきたい」

「自分の居場所を見つけたり、つくったりすることが大事だと思う。居場所があれば、安心して挑戦できる。」

「この学校に来てから、みんなの前で発表することができるようになった。いろいろな人と話すことが楽しくなった」

「コミュニケーションは苦手だけど、友達に何かを教えたときに『ありがとう』と言われると、嬉しい」

出典：学校訪問による児童生徒の声ヒアリング（令和７年６月～）

「今」の子どもたちは

小学生で１日約 4 時間

中学生で１日約 5 時間

高校生で１日約 6 時間

インターネットを利用して人や世界とつながっている

SNS等をきっかけとした事故等も10年で約 3 倍

（参考）図表

インターネットの利用時間の１日平均（R６）

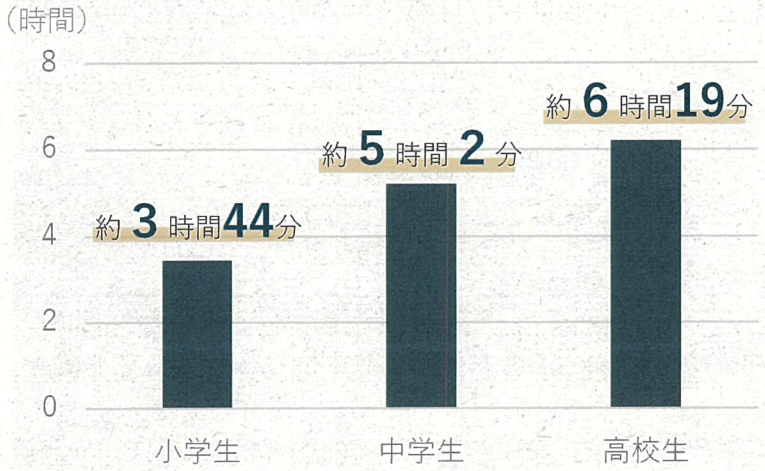

子ども専用のスマホ保有率

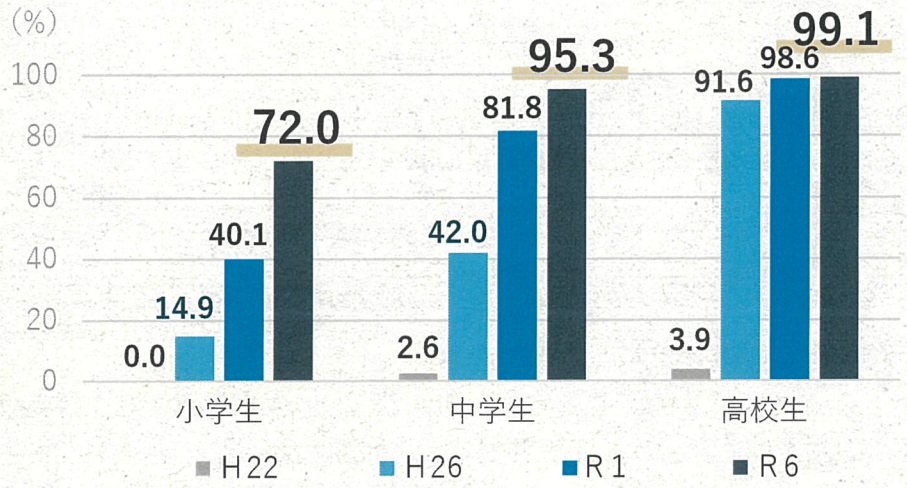

SNSを利用している割合

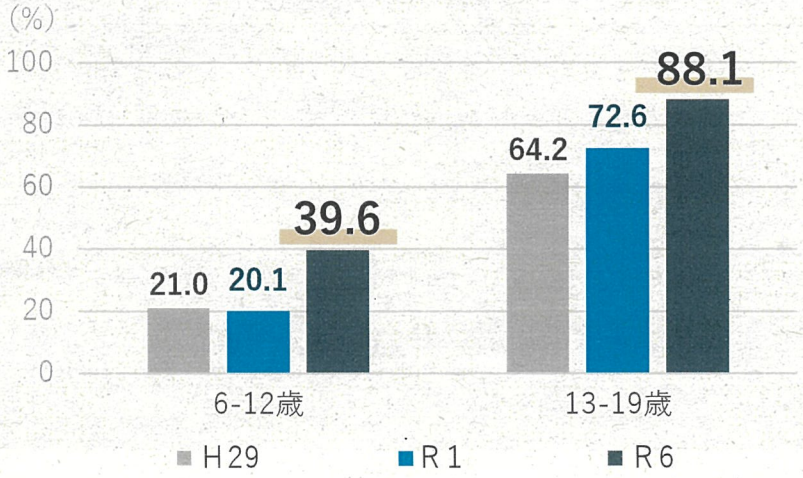

SNSに起因する被害数

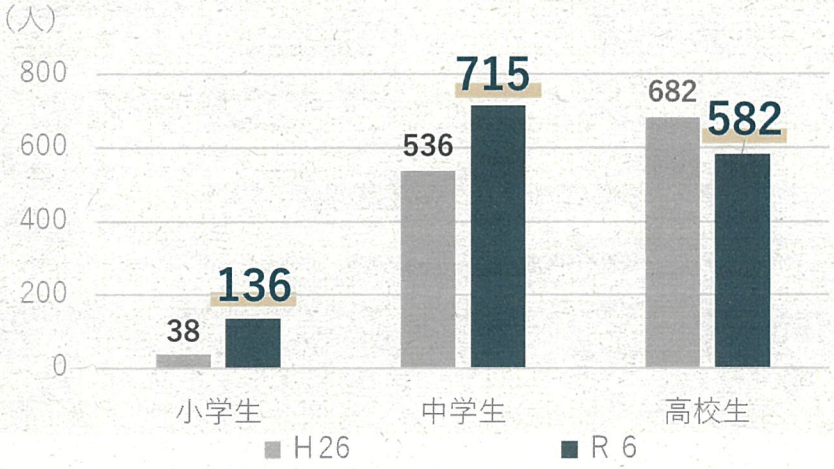

※参考図表の出典は、「参考．出典一覧」参照

これから子どもたちが羽ばたく「未来」は

世界と瞬時につながり影響し合う社会

×

地球規模の課題解決が求められる、**不確実性が高い**社会

（参考）図表

日本の将来推計人口

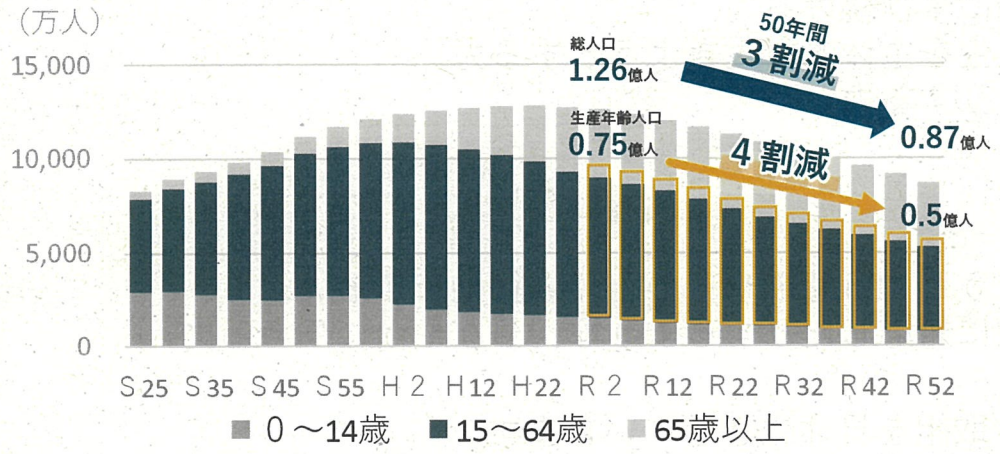

デジタル化の進展

デジタル技術の発展に伴い、世界のデータ通信総量は、増加していく見込みである。

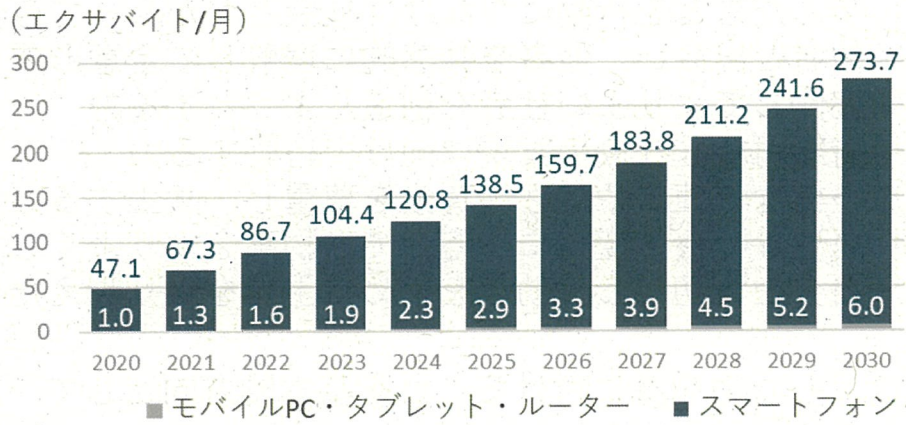

世界の不確実性指数の高まり・国際経済秩序の変動

主要新聞における政策を巡る不確実性に関する用語の掲載頻度を指数化すると、近年、世界における不確実性が高まっている。

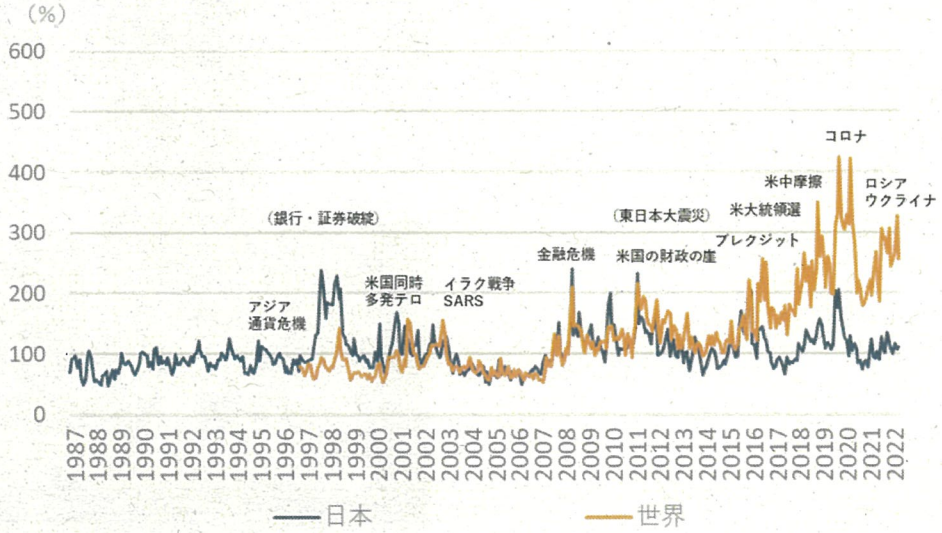

※参考図表の出典は、「参考．出典一覧」参照

子ども一人ひとりが「未来」を創るために必要なこと

・自分の夢や目標、好奇心を持ち、生涯にわたって主体的に学び続ける力
・学んだことを行動につなげ、社会とかかわって自分の人生を主体的に生きようとする力
・他者と出会い、他者を共感的に理解して合意形成をしたりする力
・協働してよりよい社会を創造しようとする力
・持続可能な社会の実現に向けて行動する力
・多様な価値観や個性、背景を尊重し、共生する力
・急速な社会の変化にも応じて、物事をよりよくしていこうとする意欲やそのために行動できる力
・自分を大切にし、助けを求めて困難を乗り越えたり柔軟に対応したりするような、しなやかに生きる力

こうした力を身に付けることを基本的方向として、施策や取組を具体化させていきます。

参考．出典一覧

5ページ	（左上）インターネットの利用時間の１日平均	こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和６年度）
	（右上）子ども専用のスマホ保有率	こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成22年度、平成26年度、令和元年度、令和６年度）
	（左下）SNSを利用している割合	総務省「通信利用動向調査報告書（世帯編）」（平成29年、令和元年、令和６年）
	（右下）SNSに起因する被害数	警察庁「令和６年における少年非行及び子供の性被害の状況」 警察庁「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」
7ページ	（左上）日本の将来推計人口	総務省「国勢調査」（昭和25年～令和２年） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」（令和７年～令和52年）
	（右上）デジタル化の進展	総務省「情報通信白書令和５年度版」を参考に、Ericsson “Ericsson Mobility Visualizer” よりダウンロードしたデータ（令和７年８月８日時点）で横浜市が作成
	（下）世界の不確実性の高まり・国際経済秩序の変動	経済産業省「第32回産業構造審議会総会（令和５年８月４日）参考資料２－③」を参考に、Scott Baker, Nicholas Bloom and Steven J. Davis, “Economic Policy Uncertainty Index” よりダウンロードしたデータ（令和７年８月８日時点）をもとに横浜市が作成